

第3期 長島町 子ども・子育て 支援事業計画

計画素案

※ 本資料は計画の素案であり、記載内容は今後の詳細
検討により変更となる場合があります。

令和7年3月
鹿児島県 長島町

※白紙ページ

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 こども基本法・こども大綱の概要	3
(1) こども基本法	3
(2) こども家庭庁について	3
(3) こども大綱について	4
(4) こども未来戦略について	4
3 子ども・子育て支援新制度の概要	5
(1) 施設型給付と地域型保育給付	5
(2) 支給認定制度	5
(3) 地域子ども・子育て支援事業	6
4 計画の位置づけ	8
(1) 法令の根拠	8
(2) 計画の性格	8
(3) 関連諸計画との関係	8
5 計画の期間	9
6 計画の策定体制	9
(1) アンケート調査の実施	9
(2) 子ども・子育て会議	10
(3) パブリックコメント	10
第2章 長島町の子ども・子育てを取り巻く現状	11
1 統計的な状況	11
(1) 人口の推移	11
(2) 人口の推計	12
(3) 世帯	14
(4) 結婚・出産等	16
(5) 就労状況	20
(6) 子育て環境の状況	22
(7) 母子保健に関する状況	25
2 アンケート調査結果（概要）	29
(1) 子育てを主に行っている人	29
(2) 子どもの育ちをめぐる環境	29
(3) 教育・保育事業の利用状況	30
(4) 地域の子育て支援事業の認知度・充実度	31
(5) 病気の際の対応	32

(6) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用	33
(7) 放課後の過ごし方	34
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	35
2 基本目標	36
3 取り組むべき施策目標	38
第4章 子ども・子育て施策の展開	39
施策目標1 質の高い教育・保育の総合的な提供	39
施策目標2 子どもの健やかな成長に向けた支援	39
施策目標3 地域における子育て支援の充実	39
施策目標4 職業生活と家庭生活の両立	40
施策目標5 子どもの権利を尊重する社会（児童虐待防止対策の充実）	40
施策目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備	40
施策目標7 子どもの貧困対策の推進	40
第5章 子ども・子育て支援事業	41
1 教育・保育提供区域の設定	41
2 「量の見込み」の算出	42
(1) 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業	42
(2) 量の見込み算出フロー	43
3 認定区分と家庭類型	44
(1) 子どものための教育・保育給付認定の区分	44
(2) 子育てのための施設等利用給付	45
(3) 家庭類型	46
(3) 子どもの推計人口	47
4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	48
(1) 1号認定及び2号認定の教育ニーズの確保方策	48
(2) 2号認定の確保方策	49
(3) 3号認定の確保方策	49
(4) 保育利用率（3号認定）	50
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	51
(1) 利用者支援事業	51
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）	51
(3) 放課後児童健全育成事業	52
(4) 子育て短期支援事業	52
(5) 地域子育て支援拠点事業	53
(6) 一時預かり事業	54

(7) 病児・病後児保育事業	55
(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	55
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	56
(10) 養育支援訪問事業	56
(11) 妊婦健康診査事業	57
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	57
(13) 多様な主体の参入促進事業	57
(14) 子育て世帯訪問支援事業	58
(15) 児童育成支援拠点事業	58
(16) 親子関係形成支援事業	58
(17) 妊婦等包括相談支援事業	59
(18) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業・乳児等のための支援給付）	59
(19) 産後ケア事業	60
5 新・放課後子ども総合プラン終了後における放課後児童対策	61
(1) 背景	61
(2) 市町村が計画に盛り込むべき内容	61
第6章 計画の推進と進行管理	67
1 計画の推進体制	67
2 進捗状況の管理	67

※本書における表記の取り扱いについて

(1) 「障害者」を「障がい者」と表記します。

何らかの名称などで「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。

(例：障がい者等、障がい福祉、障がい者施策、障がい者スポーツなど)

(2) 法令等の名称及びそれらの中で特定のものを示す用語、組織、団体、施設名等の名称を除き、「障害」を「障がい」と表記します。

(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がいなど)

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国は、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障費の増大など、社会構造が大きく変容しつつあります。この状況は、地域社会の活力の低下など、将来の社会・経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。令和5年の合計特殊出生率は1.20と過去最低を記録し、出生数も72万7277人と過去最少となりました。少子化の要因としては、未婚率の上昇、共働き世帯の増加、仕事と子育ての両立の困難さ、経済的な負担の増大などが挙げられます。

このような子どもを取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、国は令和4年6月にこども基本法を公布し、翌年4月に施行しました。この法律に基づき、子どもに関する施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が設立され、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」は、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法、及びこどもの権利条約の精神に基づき、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長し、心身の状態や置かれている環境に関わらず、その権利が保障され、身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活できる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

また、「こども未来戦略」では、【① 若者・子育て世代の所得を増やす】【② 社会全体の構造や意識を変える】【③ すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく】を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

長島町（以下「本町」という。）では、現行計画である「第2期長島町子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望と内容を含めたニーズを把握したうえで町内における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み提供体制の確保を盛り込んだ「第3期長島町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(参考) 国の動向

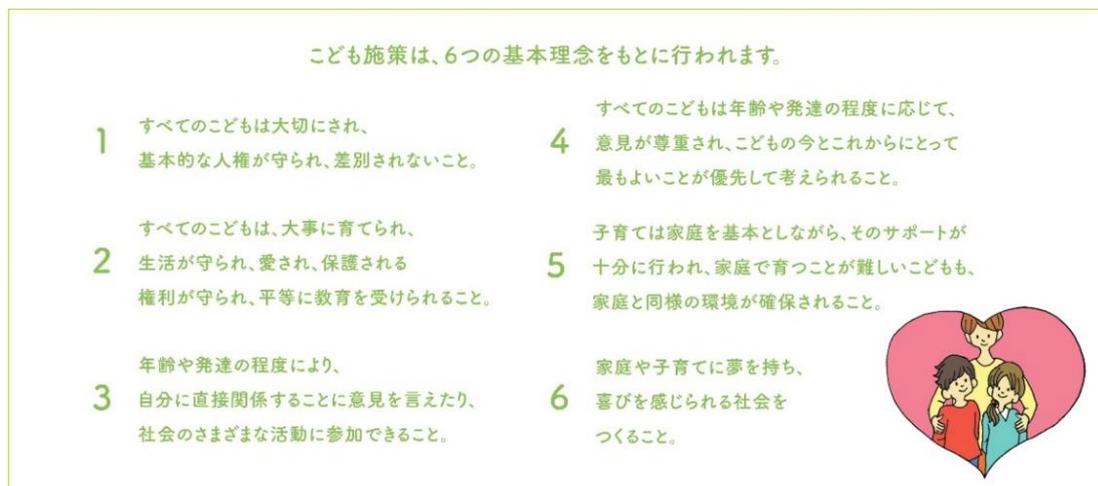
<p>児童福祉法等の改正 (2022年6月改正)</p>	<p>児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置に努める。 ● 身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。 ● 支援を要することもや妊産婦等を対象に支援計画（サポートプラン）作成する。 ● 訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業を新設する。等
<p>「新子育て安心プラン」の策定 (2020年12月)</p>	<p>令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の特性に応じた支援 ● 魅力向上を通じた保育士の確保 ● 地域のあらゆる子育て資源の活用
<p>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 (2024年6月改正)</p>	<p>こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと等、こどもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● こども大綱（令和5年12月）により、「こどもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に題名及び条文を変更 ● 解消すべき「こどもの貧困」を具体化。 ● 基本理念では、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」を明記
<p>子ども・子育て支援法 (2024年6月改正)</p>	<p>ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化（児童手当の拡充、妊婦への支援給付創設） ● 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（妊婦等包括相談支援事業、こども誰でも通園制度、産後ケア事業の計画的な提供体制の整備等） ● 共働き・共育での推進 ● 子ども・子育て支援特別会計の創設 ● 子ども・子育て支援金制度の創設
<p>こども基本法 (2023年4月施行)</p>	<p>全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的と定める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ● 支援の総合的・一体的提供の体制整備 ● 関係者相互の有機的な連携の確保 ● この法律・児童の権利に関する条約の周知 ● こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

2 こども基本法・こども大綱の概要

(1) こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年6月に施行されました。

図表 1 こども施策の6つの基本理念

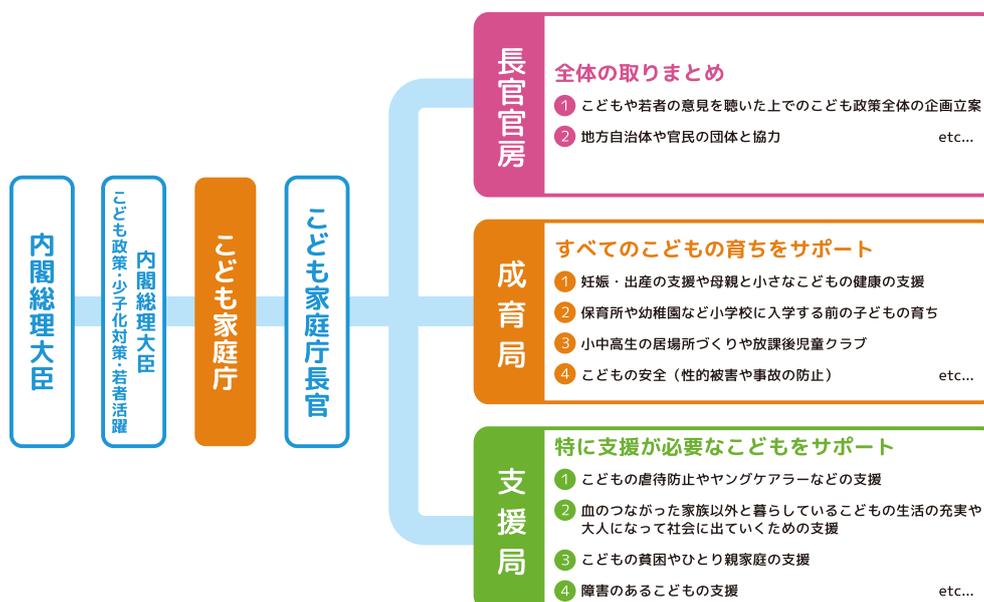


[出典] こども家庭庁 HP こども基本法 <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>

(2) こども家庭庁について

こども家庭庁は、こども基本法の施行とともに令和5年4月に発足しました。こども家庭庁は「こどもまんなか社会」を実現するために、こどもの視点に立って意見を聞き、こどもにとっての一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るこども政策について取り組みます。

図表 2 こども家庭庁の体制



[出典] こども家庭庁 パンフレット「こども家庭庁について」を基に作成

(3) こども大綱について

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

図表 3 こども施策に関する基本的な方針

<p>① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る</p>	<p>② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく</p>	<p>③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する</p>
<p>④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする</p>	<p>⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に取り組む</p>	<p>⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する</p>

(4) こども未来戦略について

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止め、令和5年12月に「こども未来戦略」は策定されました。

以下の3つを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

図表 4 こども未来戦略の基本理念

- ① 若者・子育て世代の所得を増やす
- ② 社会全体の構造や意識を変える
- ③ すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

「こども未来戦略」に盛り込まれた主な施策

① 子育て世帯の家計を応援

出産育児一時金、児童手当拡充、児童扶養手当拡充、住宅支援、医療費等負担軽減、大学等の授業料等減免支援拡大、授業料後払い制度など

② すべてのこどもと子育てを応援

伴走型相談支援、産後ケア、こども誰でも通園制度、障害児等の地域での支援強化、放課後児童クラブ拡充、こども・若者の安全・安心な居場所づくり、ひとり親等のこどもへの学習支援など

③ 共働き・共育てを応援

男性育休取得推進、時短給付、看護休暇、自営業・フリーランスの育児期間の年金保険料免除など

3 子ども・子育て支援新制度の概要

幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援を一体的に推進するため、平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て関連 3 法に基づき、平成 27 年 4 月から、子ども・子育て支援新制度が本格的にスタートしました。

(1) 施設型給付と地域型保育給付

これまで別々に行われていた認定こども園、幼稚園、保育所への財政支援が一体化され、「施設型給付」として支給されるようになりました。また、小規模保育事業など、地域に根ざした保育サービスに対しては、「地域型保育給付」が創設され、多様な保育ニーズに対応できるようになりました。

図表 5 施設型給付と地域型保育給付

施設型給付	地域型保育給付
<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園 ● 保育所 ● 認定こども園 (幼保連携型／幼稚園型／保育所型／地方裁量型) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模保育事業 ● 家庭的保育事業 ● 事業所内保育事業 ● 居宅訪問型保育事業

(2) 支給認定制度

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みです。(給付は施設・事業者が代理受領)

図表 6 支給認定区分

認定区分		利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定	(子ども・子育て支援法第 19 条第 1 号) 満 3 歳以上 (2 号認定を除く) の就学前子ども	認定こども園 幼稚園
2号認定	(子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号) 満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所
3号認定	(子ども・子育て支援法第 19 条第 3 号) 満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所 地域型保育事業

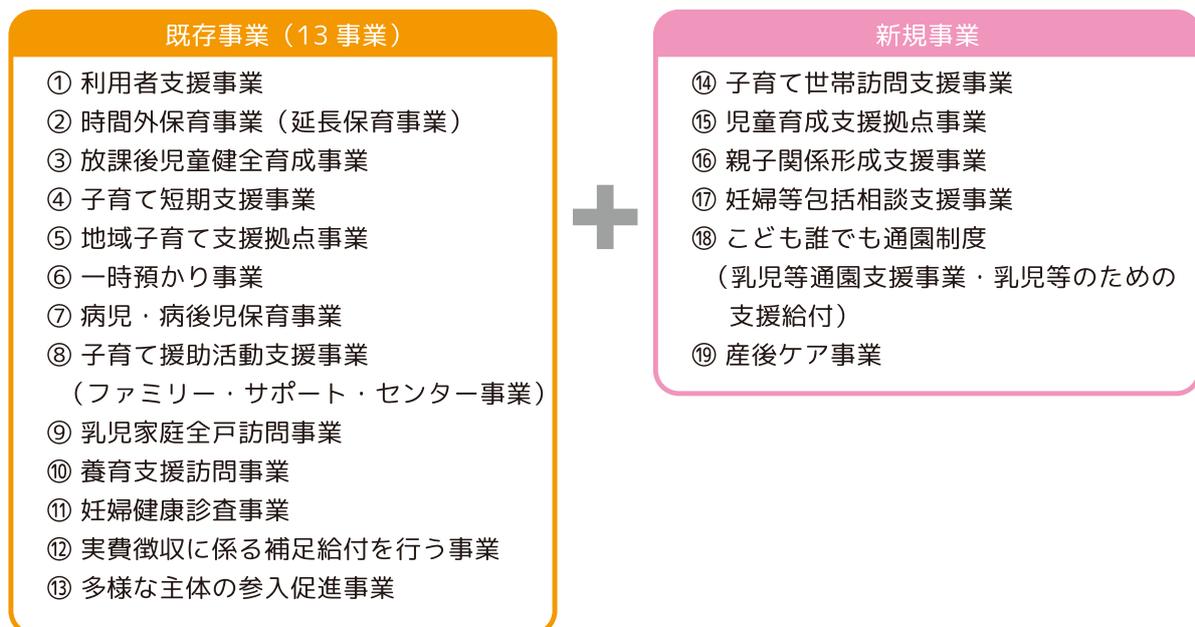
(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業などの13の事業が「**地域子ども・子育て支援事業**」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととなりました。

また令和4年の児童福祉法改正（令和6年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が新たに創設されました。

さらに令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された「妊婦等包括相談支援事業」、令和7年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施される「こども誰でも通園制度」、令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い地域子ども・子育て支援事業へ位置付けられた「産後ケア事業」が追加となります。

図表 7 地域子ども・子育て支援事業



図表 8 地域子ども・子育て支援事業

		事業名	根拠法	事業概要
①	既存	利用者支援事業	子ども・子育て支援法	児童及びその保護者が、地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業
②	既存	地域子育て支援拠点事業	児童福祉法	子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業（つどいの広場等）
③	既存	妊婦健康診査	母子保健法	妊婦の健康増進のため、定期的な健康診査の受診を勧め、妊娠中の異常の早期発見、健康管理の充実を図り、安全に妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業
④	既存	乳児家庭全戸訪問事業	母子保健法	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う事業
⑤	既存	養育支援訪問事業等	児童福祉法	支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助等を行う事業
⑥	既存	子育て短期支援事業	児童福祉法	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業
⑦	既存	一時預かり事業	児童福祉法	現在幼稚園で実施されている預かり保育（通常の教育時間前後や休日、長期休業期間中に預かりを行うこと）に相当する事業
⑧	既存	延長保育事業	子ども・子育て支援法	保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後等に保育を行う事業
⑨	既存	病児保育事業	児童福祉法	児童が病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業
⑩	既存	子育て援助活動支援事業	児童福祉法	乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業（通称：ファミリー・サポート・センター）
⑪	既存	放課後児童健全育成事業	児童福祉法	就労等の理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、適当な環境を与えて生活指導を行い、児童の安全かつ健全な育成を図ることを目的とする事業
⑫	既存	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども・子育て支援法	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等実費負担に対し助成を行う事業
⑬	既存	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子ども・子育て支援法	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業
⑮	新規	子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	児童福祉法	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業 例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等
⑯	新規	児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）	児童福祉法	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業 例）居場所・食事の提供、生活リズム調整、学習支援、関係機関との調整等
⑰	新規	親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	児童福祉法	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業 例）講義・グループワーク・ロールプレイ・ペアレントトレーニング等
⑲	新規	妊婦等包括相談支援事業	児童福祉法	主に妊婦、その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業
⑳	新規	こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業・乳児等のための支援給付）	子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法	認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6か月から3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業
㉑	新規	産後ケア事業	母子保健法	出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業 ※令和3年度より努力義務、今年度末までの全市町村展開をめざす

4 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

(2) 計画の性格

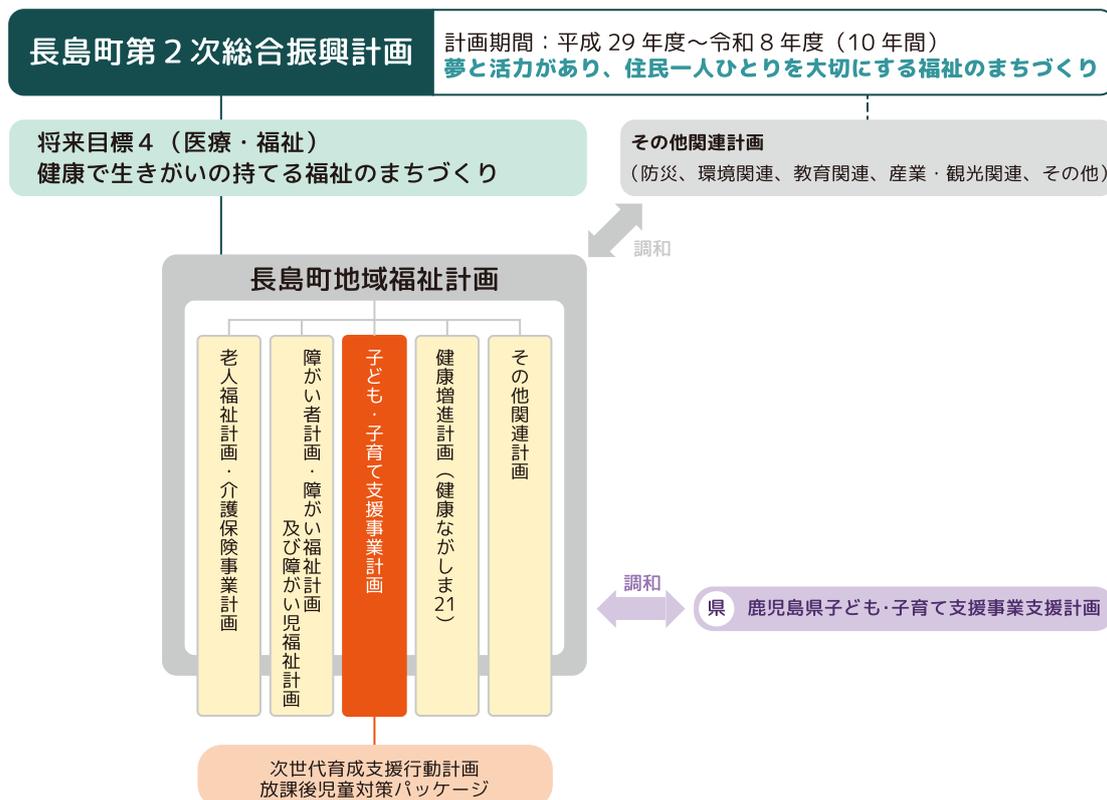
本計画は、子ども・子育て支援法第 60 条で示す基本指針に則し、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として位置づけています。

また本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、放課後児童対策パッケージに基づく「市町村行動計画」を含めます。

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、本町の最上位計画である「長島町総合振興計画」や、本町の福祉分野の上位計画である「長島町地域福祉計画」をはじめ、「長島町健康増進計画」、「長島町障がい者計画」・「長島町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「長島町教育振興基本計画」等の関連計画との整合性を図るものとしします。

図表 9 計画の位置づけ



5 計画の期間

本計画は令和7年度を初年度として令和11年度までの5年間を対象期間とします。

なお計画期間の最終年度である令和11年度には本町を取り巻く今後の諸状況等を踏まえ次期計画を策定します。

図表 10 計画の期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
長島町第2次総合振興計画							次期計画			
第1次長島町地域福祉計画					第2次長島町地域福祉計画					次期
第2期子ども・子育て支援事業計画 (見直し)					第3期子ども・子育て支援事業計画 (見直し)					次期

6 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

① 調査目的

子ども・子育て支援法に基づき、令和6年度に新たな子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や子ども及びその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し計画の基礎資料とすることを目的に実施しました。

② 調査期間

令和6年1月～2月

③ 調査対象

長島町在住の就学前児童（0～6歳）及び小学校6年生までの子どもがいる保護者

④ 調査方法

町内の教育・保育施設（保育所・認定こども園・幼稚園）及び小学校を通じた配布回収
一部郵送による配布回収

⑤ 回収状況

配布数	回収数	回収率 (%)	無効回答数	有効回答数	有効回答率 (%)
940	493	52.4	0	493	100.0

(2) 子ども・子育て会議

計画策定においては住民各層の意見を広く反映させるため、行政機関内部だけでなく学識経験者・地域住民代表・保健医療及び福祉関係団体の代表等に委員として参画していただき、計●回の審議を行いました。

会期	日時	協議内容
第1回	令和6年11月27日(水)	(1) 子ども子育て支援事業計画の概要 (2) 子ども子育てを取り巻く現状 (3) 計画の基本的な考え方 (4) その他
第2回	令和7年1月30日(木)	(1) 計画素案・量の見込みと確保方策について (2) その他
第3回		

(3) パブリックコメント

令和7年2月に計画素案をホームページ等で広く公表し、町民からの計画内容全般に関する意見を募集しました。

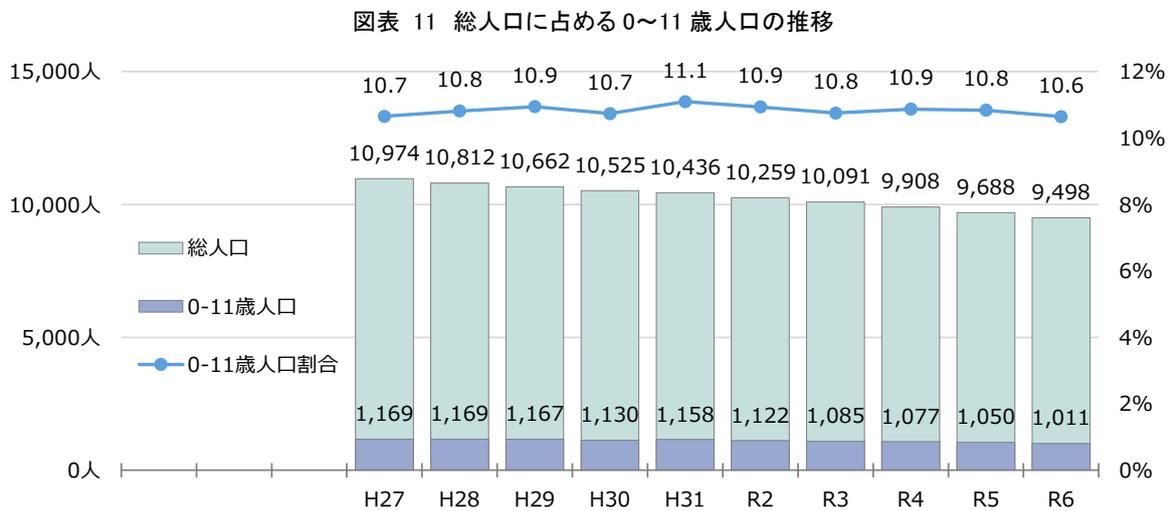
第2章 長島町の子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計的な状況

(1) 人口の推移

① 総人口に占める子どもの人口の推移

本町の人口は、令和2年から令和6年までに761人減少し、9,498人です。これは令和2年時点から約8%の減少に相当します。11歳以下の人口も111人減少し、総人口に占める割合はゆるやかに低下し、令和6年時点で10.6%となっています。



[出典] 住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 0～5歳の年齢階級別人口の推移

5歳以下の人口は令和2年から令和6年までに97人減少し460人です。これは令和2年時点から約17%の減少に相当します。

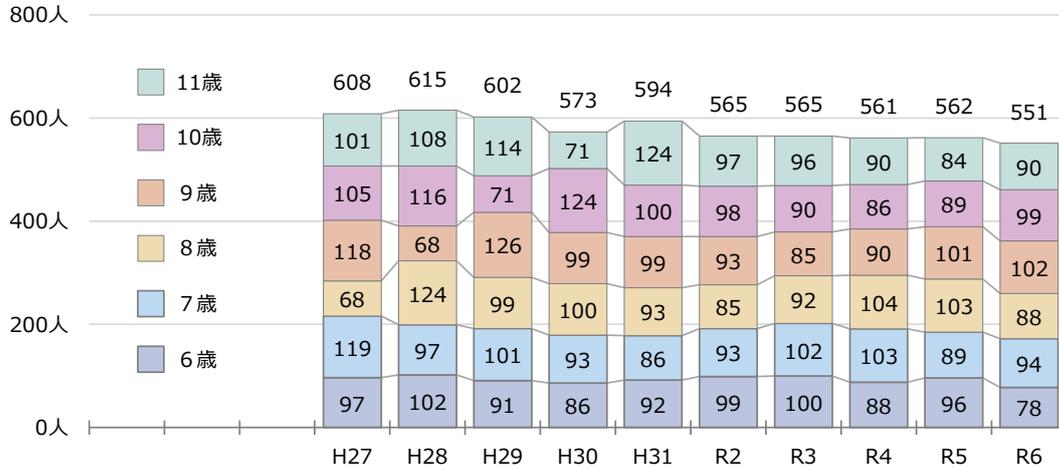


[出典] 住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 6～11歳の年齢階級別人口の推移

6歳から11歳の人口は令和2年から令和6年までに14人減少し551人です。令和2年以降は横ばい傾向で推移しています。

図表 13 6～11歳の年齢階級別人口の推移



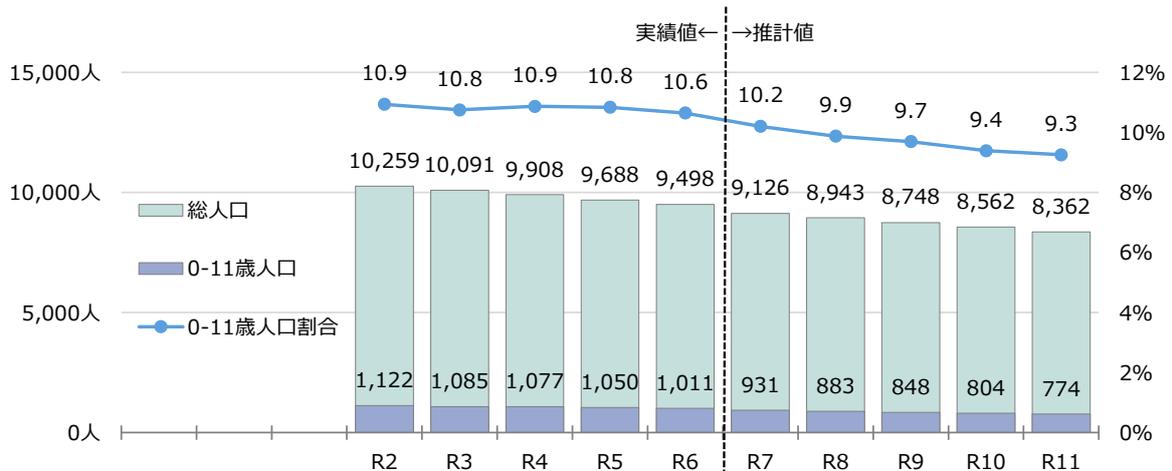
[出典] 住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口の推計

① 総人口に占める子どもの人口の推計

本町の人口は今後も減少していく見込みです。総人口に占める11歳以下の割合も低下していくものと予想されます。

図表 14 総人口に占める子どもの人口の推計



※令和2年～令和6年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出（資料：住民基本台帳）

② 0～5歳の年齢階級別人口の推計

5歳以下の人口は今後も減少が見込まれます。

図表 15 0～5歳の年齢階級別人口の推計



※令和2年～令和6年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出（資料：住民基本台帳）

③ 6～11歳の年齢階級別人口の推計

6歳から11歳の人口は5歳以下の人口同様、今後も減少が見込まれています。

図表 16 6～11歳の年齢階級別人口の推計



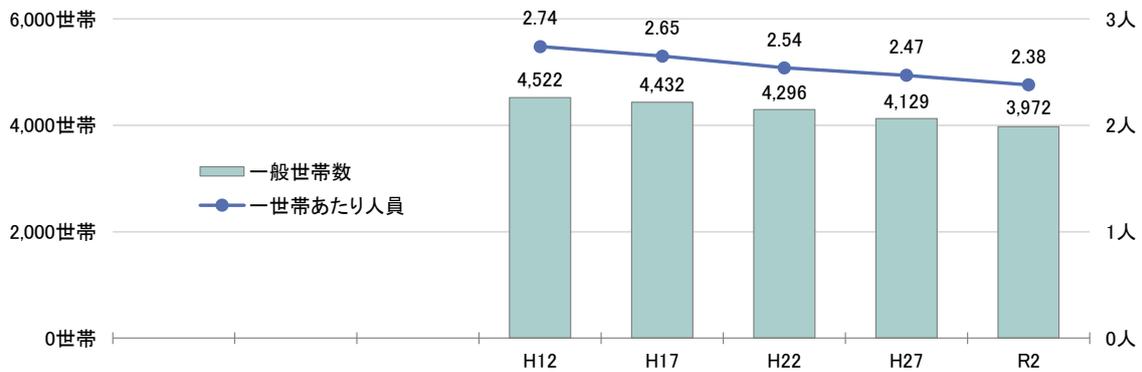
※令和2年～令和6年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出（資料：住民基本台帳）

(3) 世帯

① 一般世帯数および一世帯あたり人員の推移

本町では世帯数の減少傾向が続いており、令和2年には3,972世帯となりました。また、一世帯あたりの人員も年々減少していることから少人数化が進んでいます。

図表 17 一般世帯数および一世帯あたり人員の推移



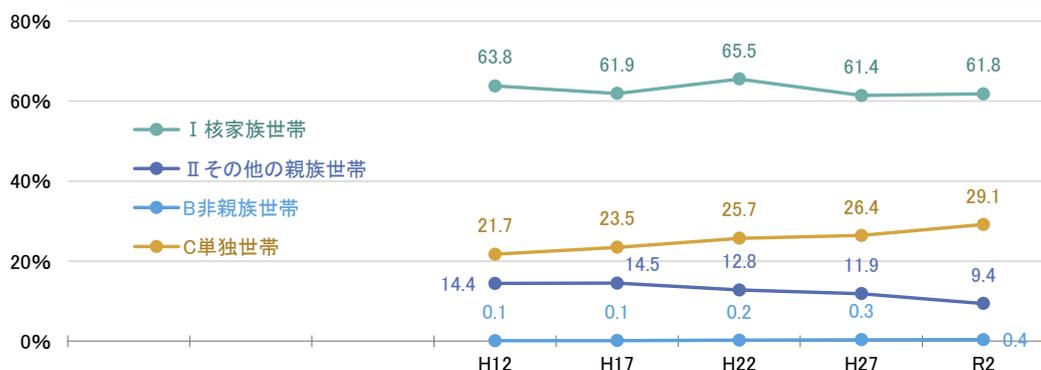
[出典] 国勢調査

② 世帯の家族類型

世帯数が減少する一方で、単独世帯や母子家庭が増加傾向にあります。

図表 18 世帯の家族類型・一般世帯総数に占める世帯の家庭類型割合の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	4,522	4,432	4,296	4,129	3,942
A 親族世帯	3,537	3,386	3,364	3,025	2,808
I 核家族世帯	2,885	2,744	2,815	2,535	2,437
① 夫婦のみ	1,293	1,214	1,210	1,142	1,103
② 夫婦と子ども	1,312	1,223	1,102	1,051	993
③ 男親と子ども	50	69	79	77	62
④ 女親と子ども	230	238	424	265	279
II その他の親族世帯	652	642	549	490	371
B 非親族世帯	4	6	10	14	14
C 単独世帯	981	1,040	1,104	1,090	1,149
(再掲) 母子家庭	22	31	38	36	47
父子家庭	11	18	17	14	15



[出典] 国勢調査

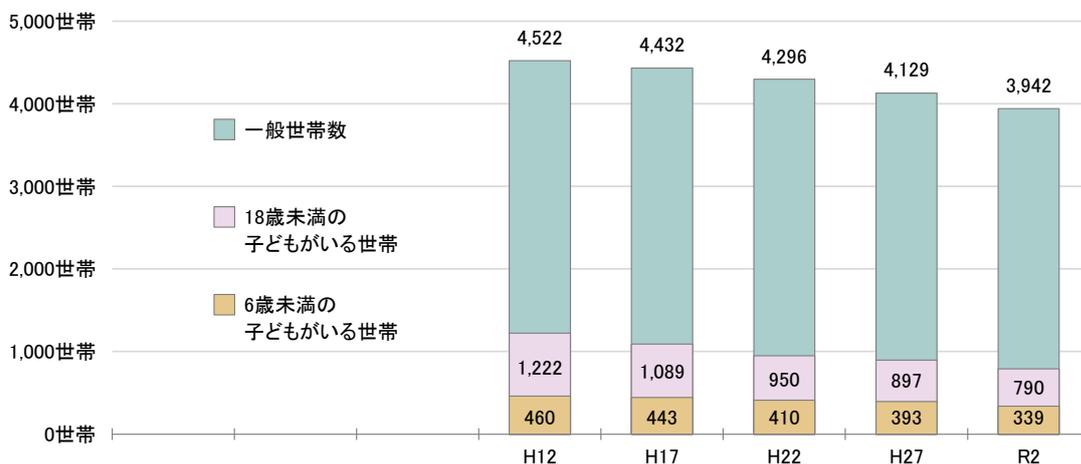
※家族類型「不詳」も含まれます。

③ 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯数は、一般世帯数の減少に伴い減少傾向にあります。

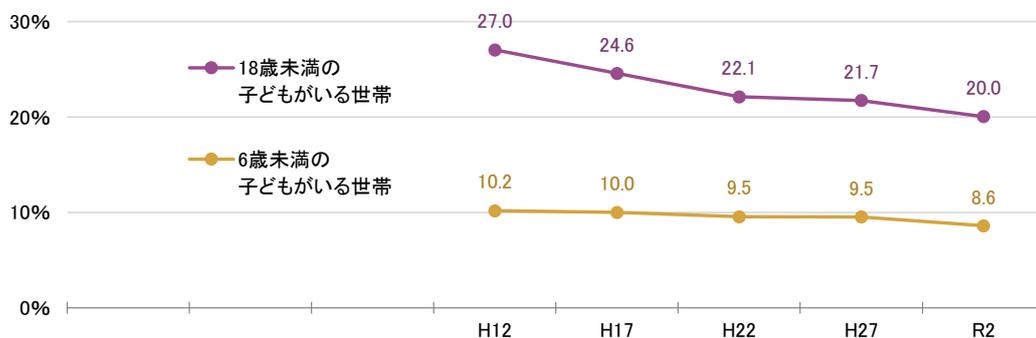
一般世帯数に占める割合をみると、6歳未満の子どものいる世帯と比べて18歳未満の子どものいる世帯の減少割合が大きくなっています。

図表 19 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移



[出典] 国勢調査

図表 20 一般世帯数に占める割合の推移



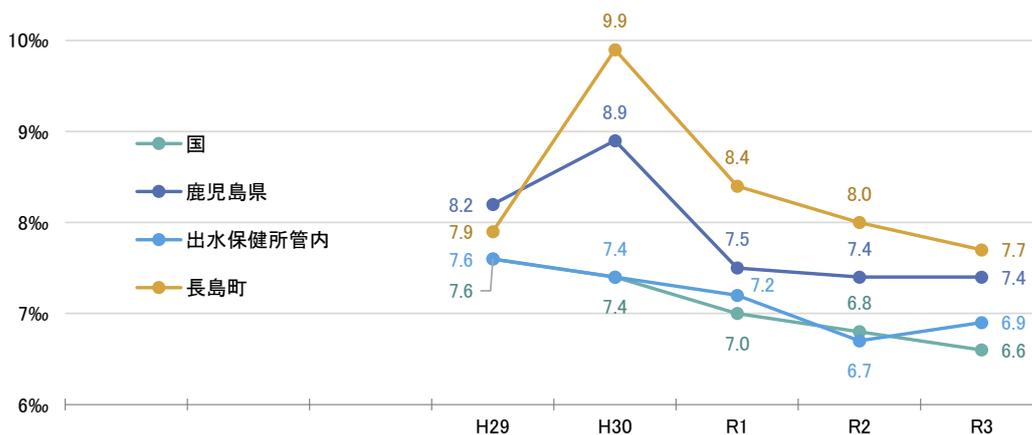
[出典] 国勢調査

(4) 結婚・出産等

① 出生率の推移

本町の出生率は平成 30 年の 9.9 をピークに低下傾向にあり、令和 3 年には 7.7 となりました。平成 30 年以降は国や県、出水保健所管内と比較して高い水準にあります。

図表 21 出生率の推移

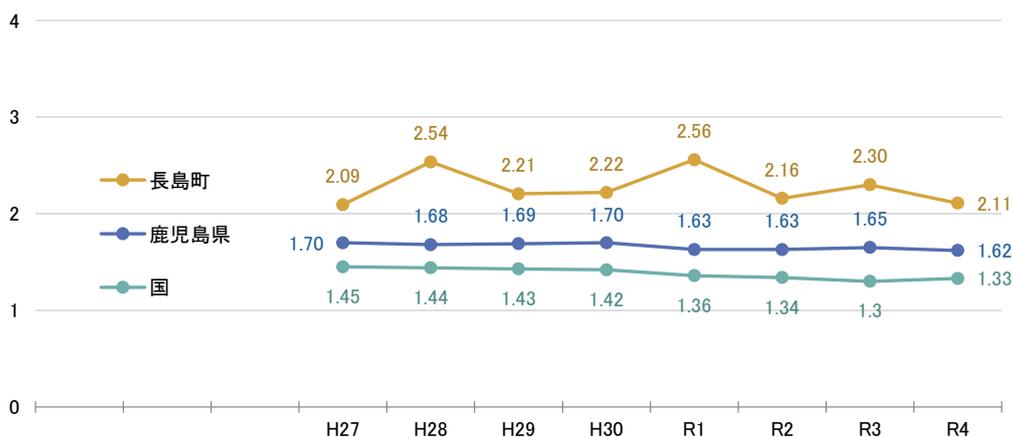


[出典]人口動態調査
※出生率は人口千対(‰)

② 合計特殊出生率の推移

一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する合計特殊出生率は、国や県よりも高い水準が続いており、令和 4 年度は 2.11 となっています。

図表 22 合計特殊出生率の推移

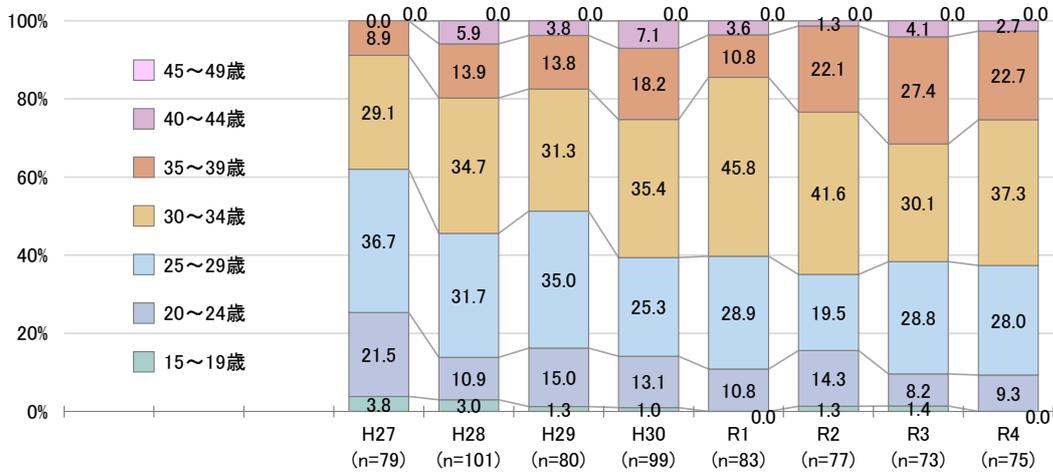


[出典]人口動態調査、町民保健課調べ

③ 母の年齢別出生割合の推移

母の年齢別出生割合は、令和4年時点で20代が約4割、30代が約6割となっており、晩産化の進行が伺えます。

図表 23 母の年齢別出生割合の推移

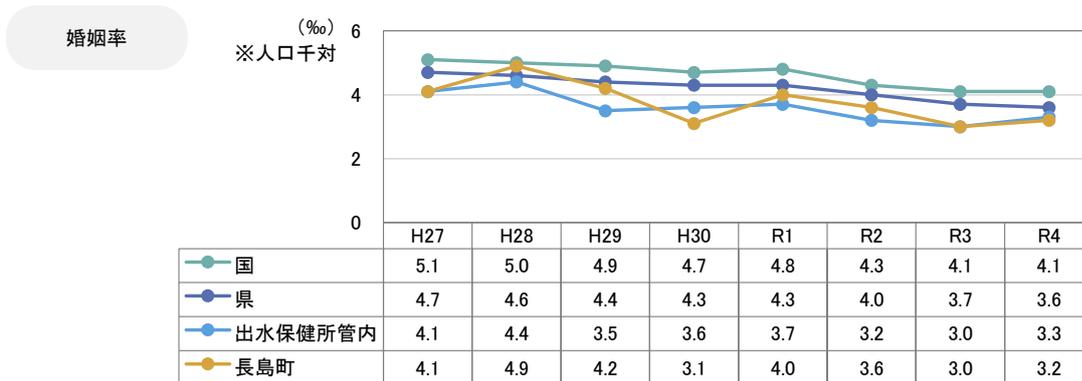


[出典]人口動態調査

④ 婚姻率の推移

本町では婚姻率が年々低下しており、令和4年には3.2となりました。

図表 24 婚姻率の推移

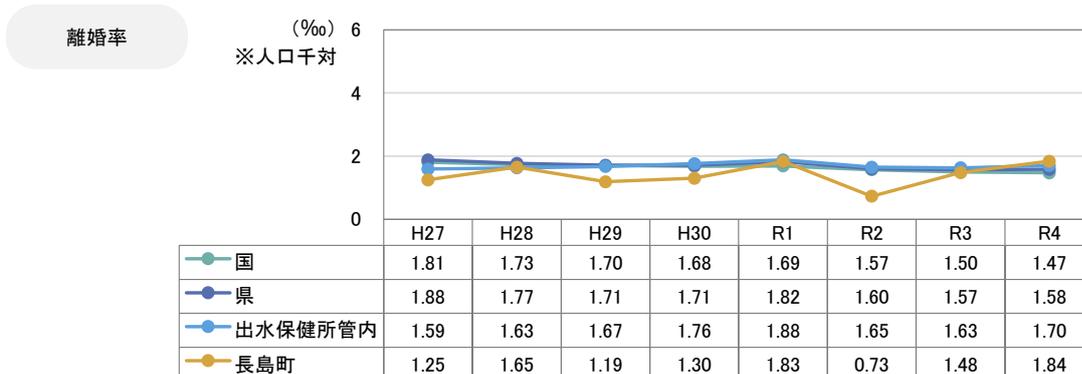


[出典]人口動態調査

⑤ 離婚率の推移

本町の離婚率は、令和2年以降上昇に転じて令和4年には1.84となり、国や県、出水保健所管内を上回っています。

図表 25 離婚率の推移

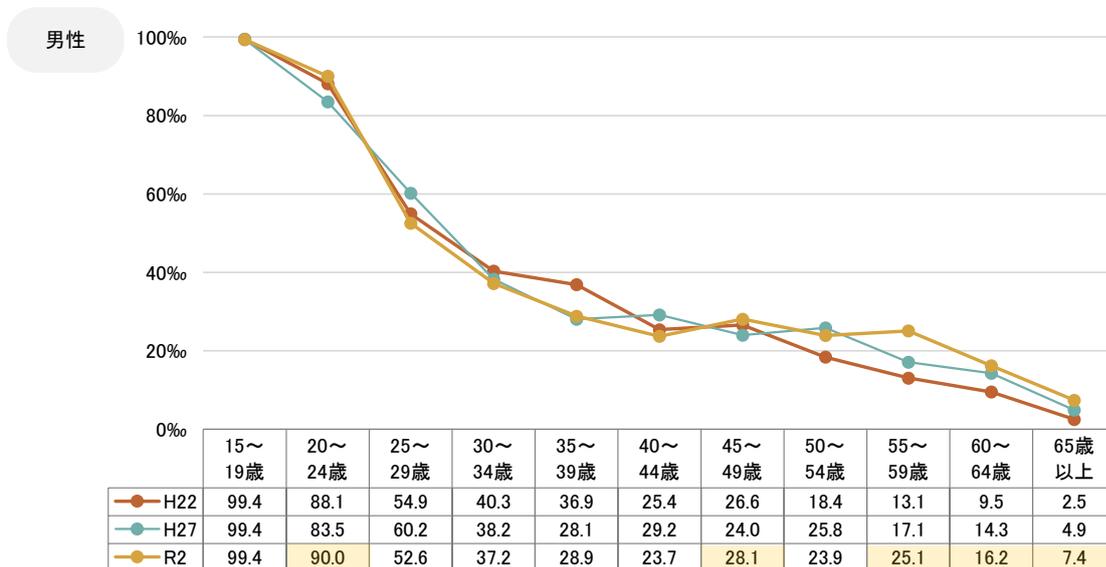


[出典]人口動態調査

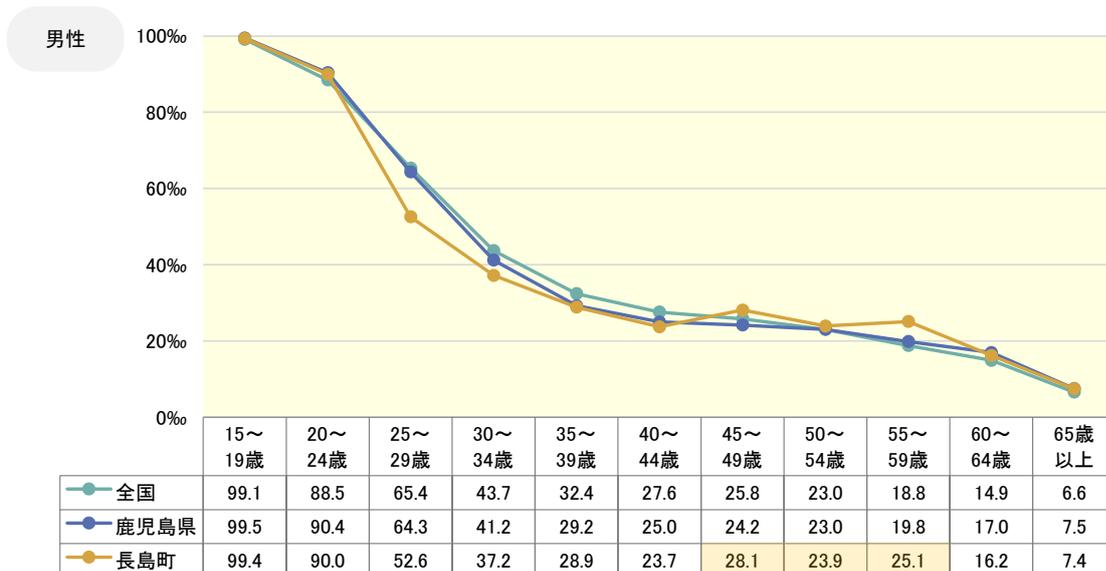
⑥-1 未婚率の推移（男性）

令和2年の国勢調査によると、男性の未婚率は、20代前半、40代後半、50代以上で上昇がみられ、45歳から59歳までの年齢層では、全国や県平均を上回っています。

図表 26 未婚率の推移と経年比較(男性)



図表 27 未婚率の推移と比較(男性/令和2年/全国・鹿児島県・長島町)

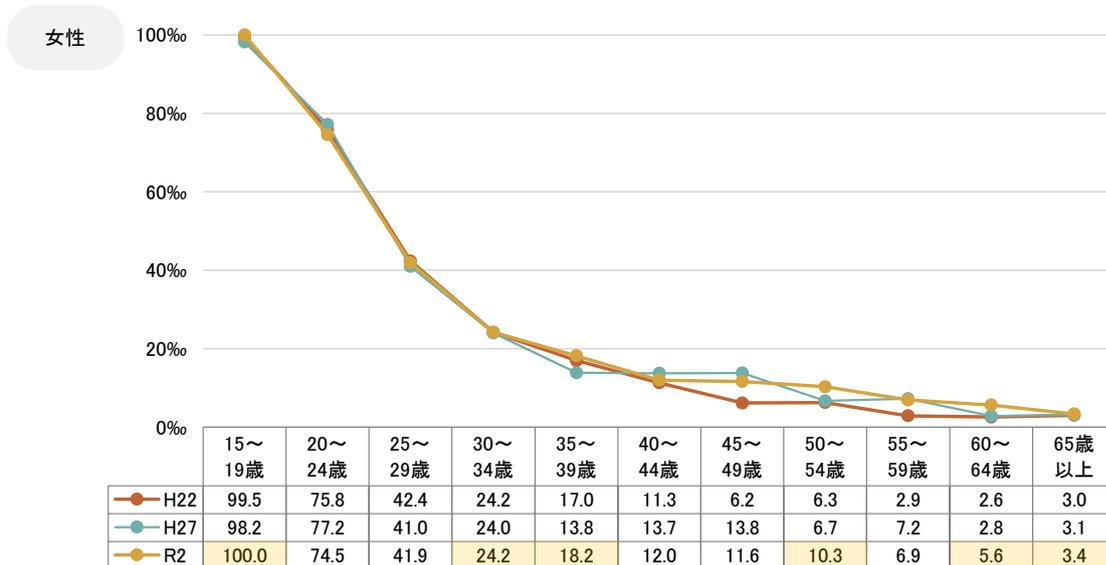


[出典]国勢調査

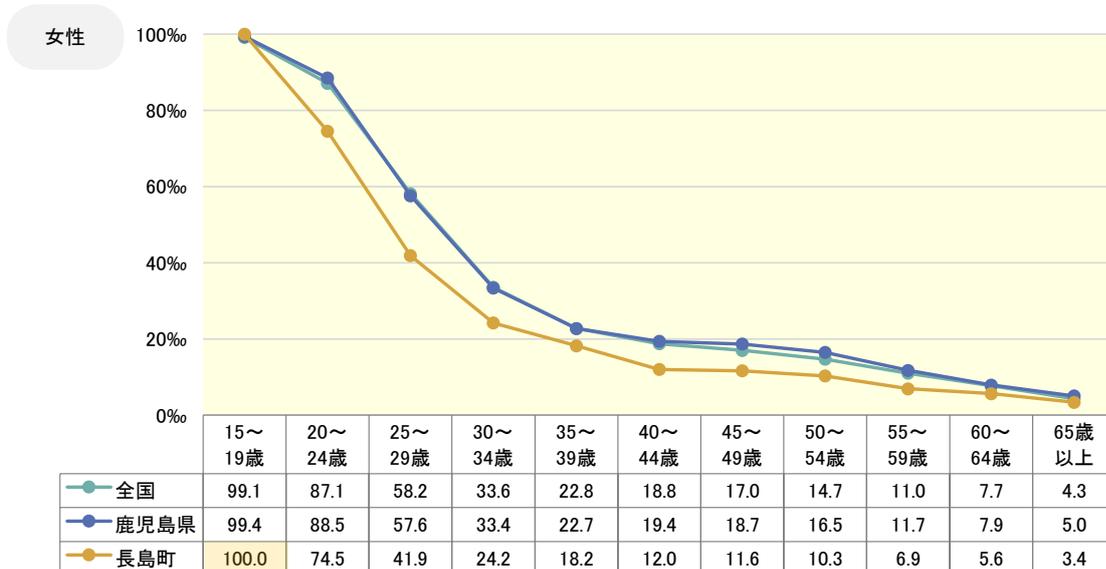
⑥-2 未婚率の推移（女性）

令和2年の国勢調査によると、女性の未婚率は10代後半、30代、50代前半、60歳以上で上昇がみられます。また15～19歳を除くすべての年齢で国や県の未婚率を下回っています。

図表 28 未婚率の推移と経年比較(女性)



図表 29 未婚率の推移と比較(女性/令和2年/全国・鹿児島県・長島町)



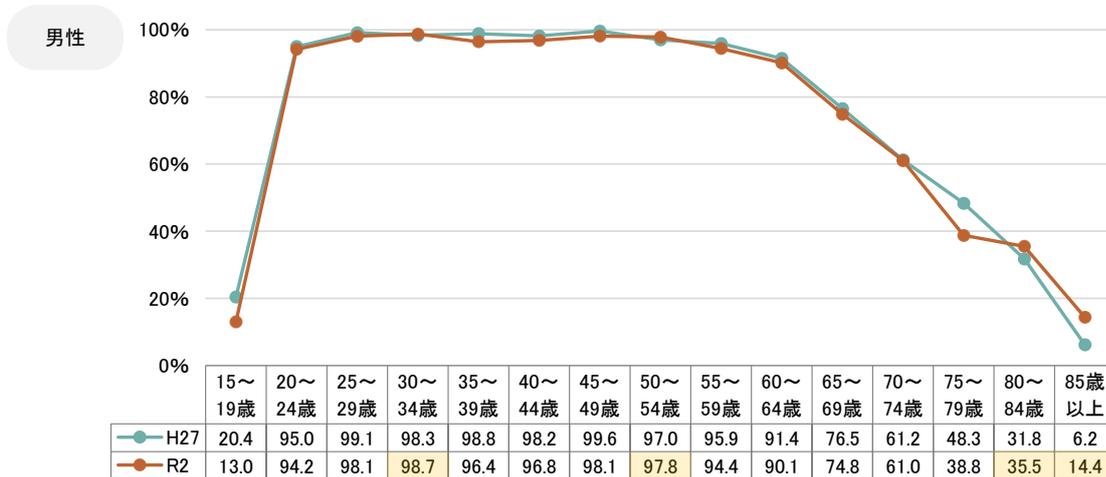
[出典]国勢調査

(5) 就労状況

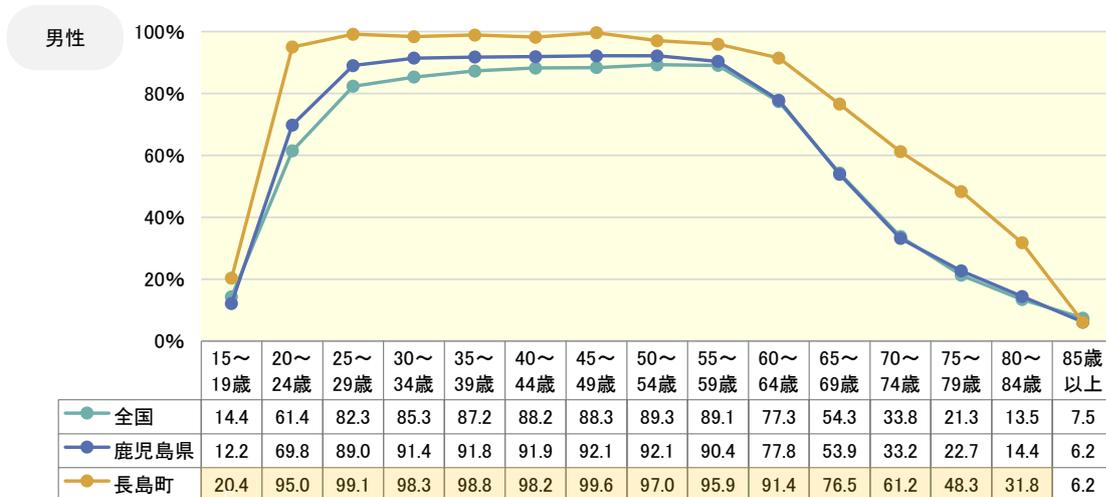
① 男性の年齢別労働力率の推移

令和2年の国勢調査によると、男性の労働力率は30代前半、50代後半、80歳以上で上昇がみられます。また、85歳以上を除くすべての年齢層で全国や県平均を上回っています。

図表 30 年齢別労働力の推移(男性)



図表 31 年齢別労働力の推移(男性/令和2年/全国・鹿児島県・長島町)

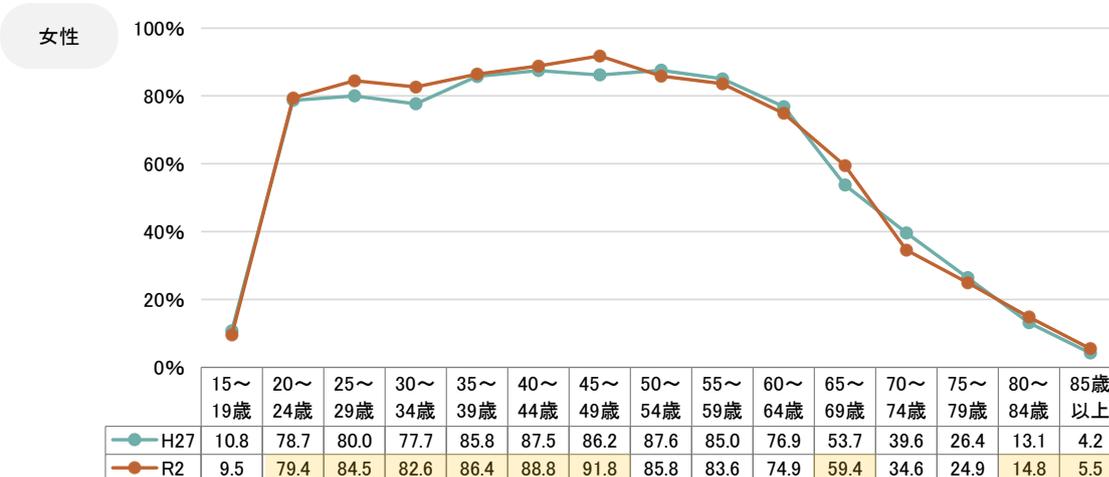


[出典]国勢調査

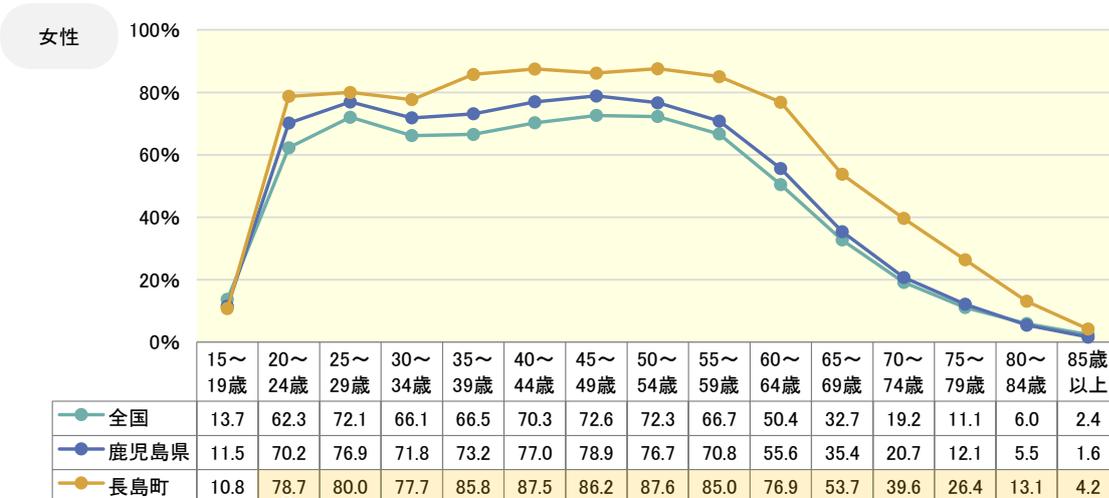
② 女性の年齢別労働力率の推移

令和2年の国勢調査によると、女性の労働力率は20代から40代、60代後半、80歳以上で上昇がみられます。また、10代後半以上を除くすべての年齢層で全国や県平均を上回っています。

図表 32 年齢別労働力の推移(女性)



図表 33 年齢別労働力の推移(女性/令和2年/全国・鹿児島県・長島町)



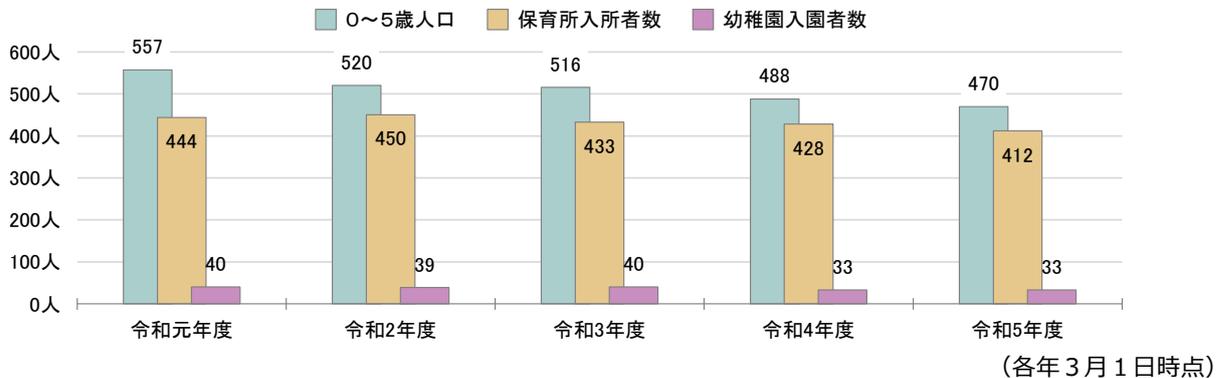
[出典]国勢調査

(6) 子育て環境の状況

① 5歳以下の人口及び教育・保育サービスの利用状況の推移

本町における5歳以下の人口は近年減少傾向が続いており、それに伴い保育所の入所者数および幼稚園の入園者数も緩やかに減少しています。

図表 34 5歳以下の人口及び教育・保育サービスの利用状況の推移

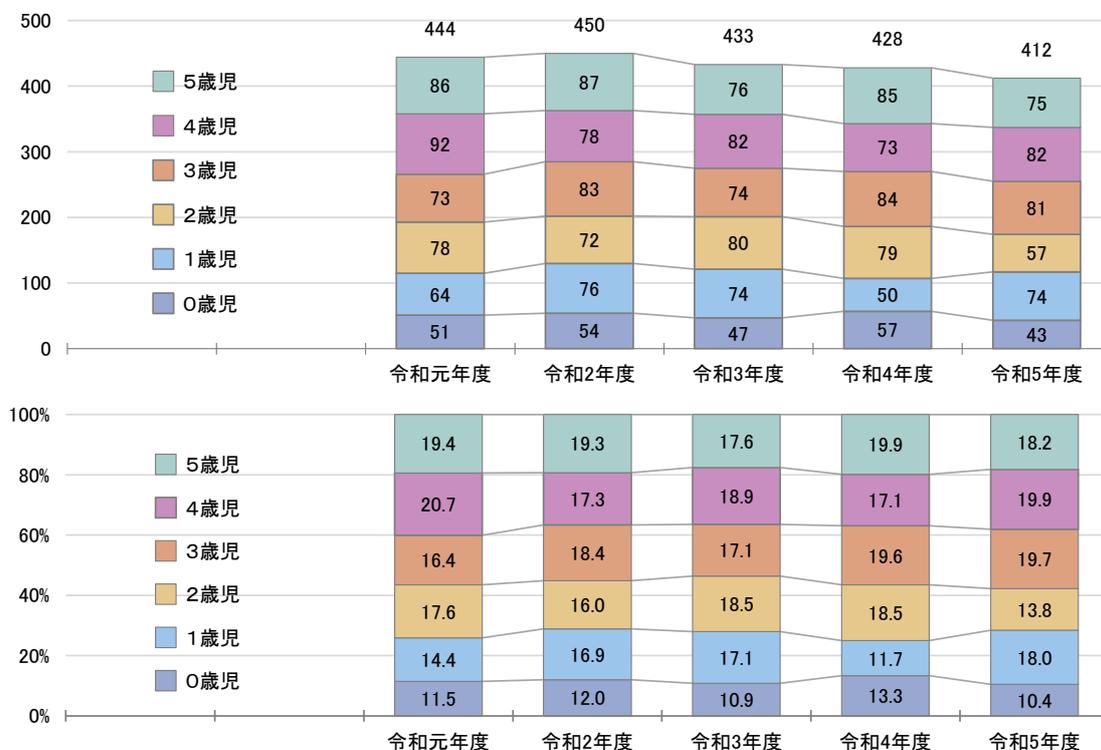


② 保育所入所者数の推移

保育所入所者数は、令和2年度をピークに減少傾向にあります。

令和元年度と比較すると、1歳児と3歳児はそれぞれ3ポイント程度増加したのに対し、その他の年齢層は減少しています。

図表 35 保育所入所者数の推移(年齢別人数・割合)



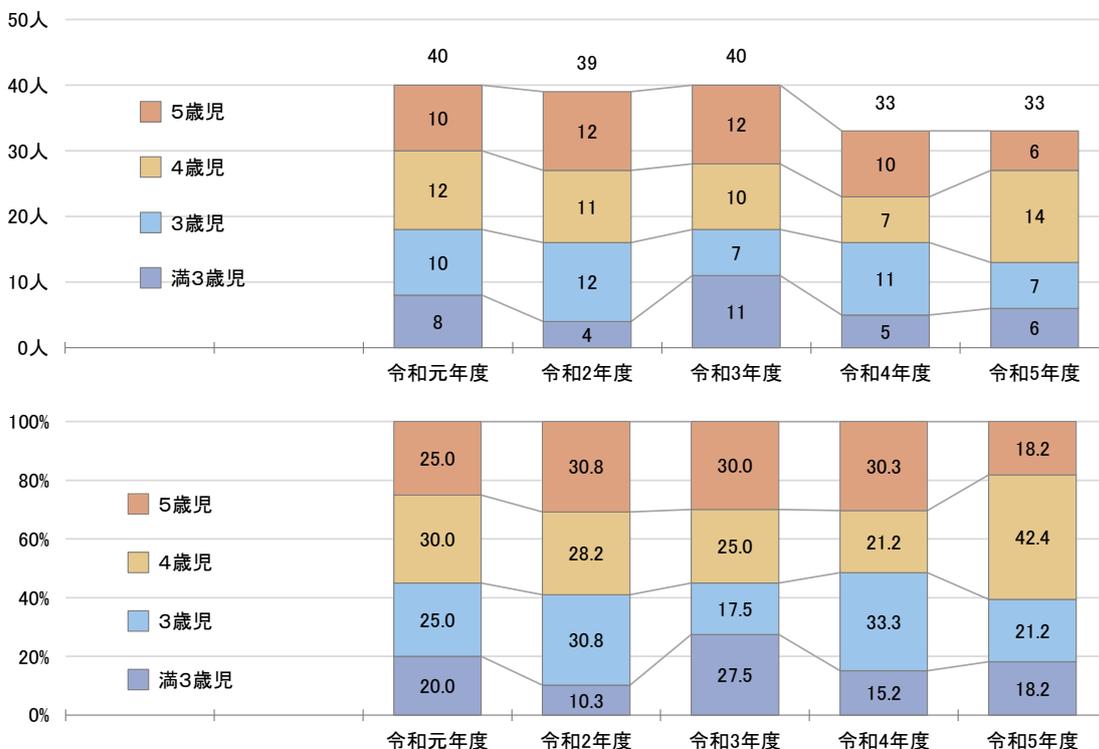
(各年3月1日時点)

③ 幼稚園入園者数の推移

幼稚園入園者数は減少傾向にあります。

令和元年度と比較すると、4歳児の入園者割合が12.4ポイント増加し、その他の年齢層は減少しています。

図表 36 幼稚園入園者数の推移(年齢別人数・割合)

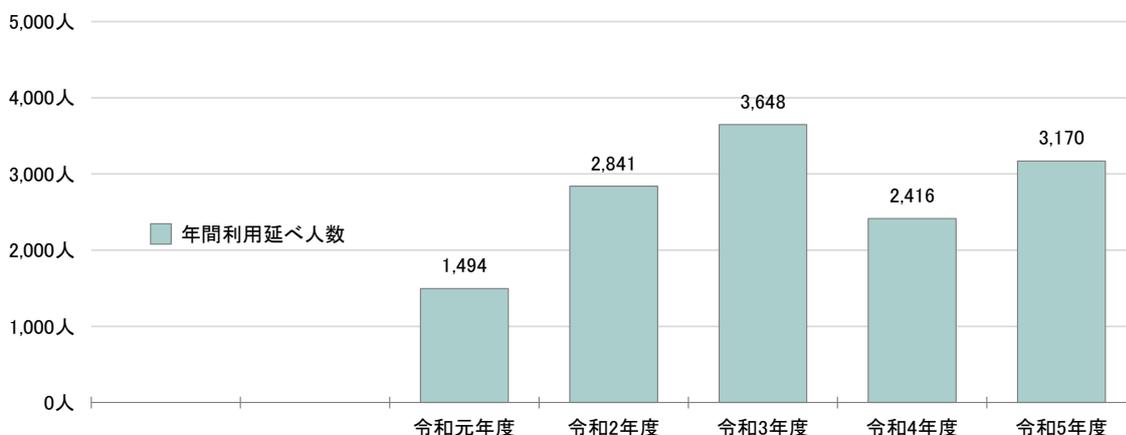


(各年3月1日時点)

④ 幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数の推移

幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数は、令和5年度で3,170人となっています。

図表 37 幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数の推移

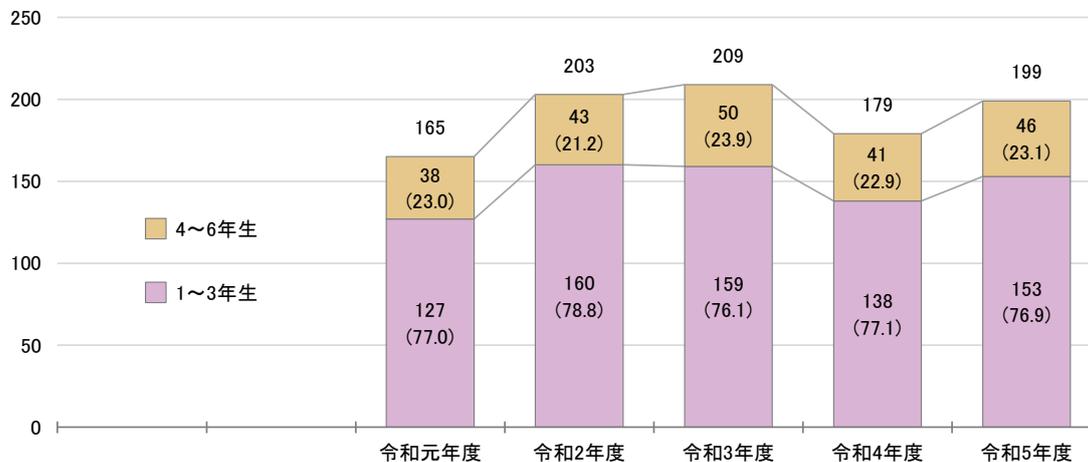


(各年3月1日時点)

⑤ 放課後児童クラブ利用者数の推移（1～3年生・4～6年生）

放課後児童クラブの利用者数は概ね横ばいで推移しており、令和5年度は199人、割合で見ると1～3年生が76.9%、4～6年生が23.1%となっています。

図表 38 放課後児童クラブ利用者数の推移(1～3年生・4～6年生)

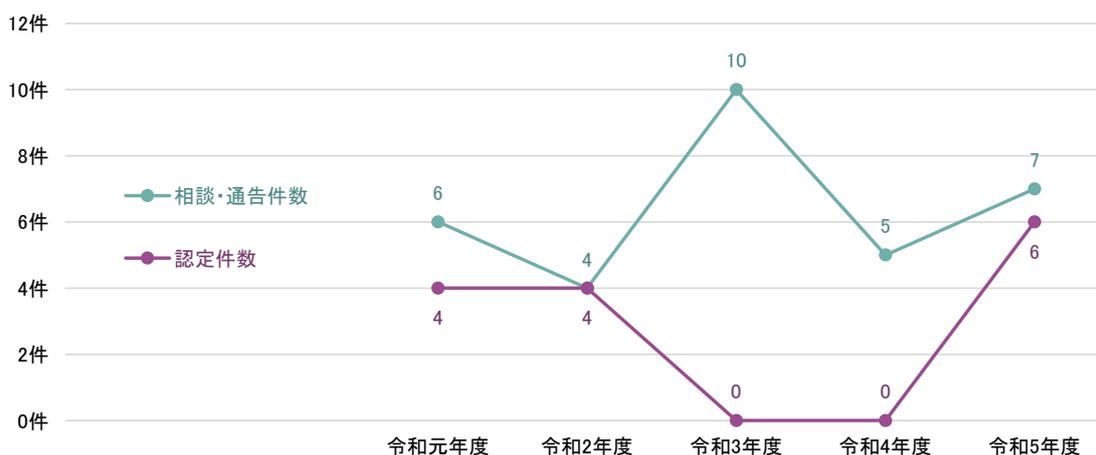


※（ ）内は割合（各年3月1日時点）

⑥ 児童虐待の状況

児童虐待に関する相談・通告件数は、過去5年間は年間10件以下で推移しています。認定件数は令和3年度から令和4年度は0件でしたが、令和5年度は6件に増加しています。

図表 39 児童虐待に関する相談・通告件数、認定件数の推移



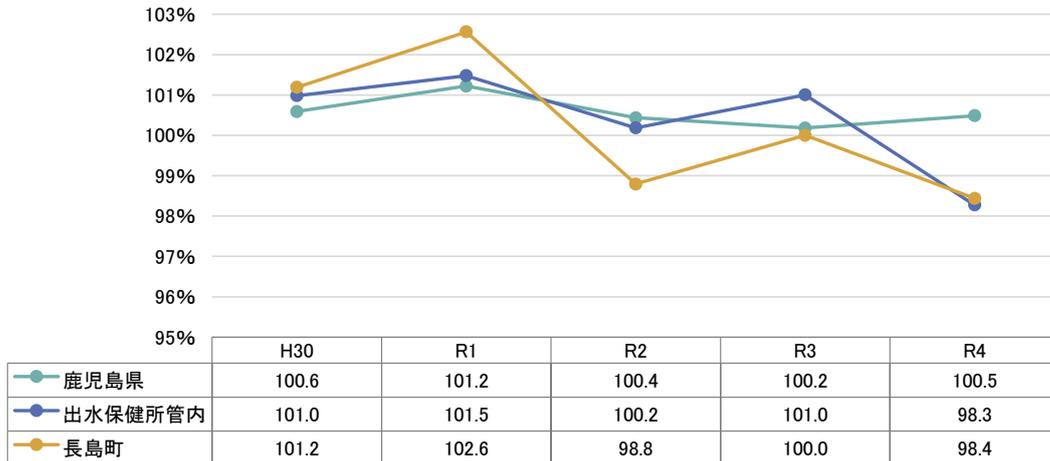
(各年3月1日時点)

(7) 母子保健に関する状況

① 妊婦健康診査

妊婦健康診査の受診率は、令和2年と令和4年に100%を下回ったものの、概ね高い水準で推移しています。

図表 40 妊婦健康診査受診率の推移

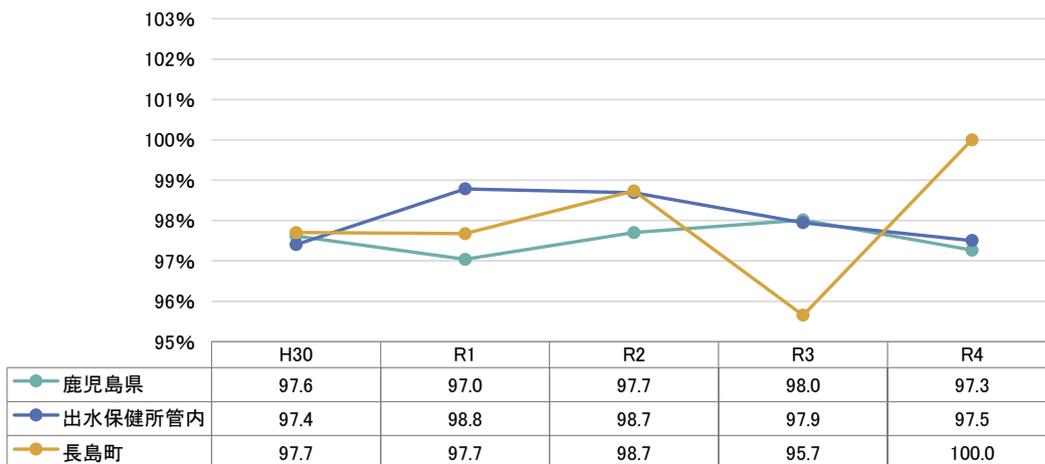


[出典]鹿児島県の母子保健（母子保健統計）

② 乳児（3～4か月児）健康診査

乳児健康診査の受診率は、過去5年間で95%以上の水準を維持しており、令和4年には100%に達し、全乳児が受診しています。

図表 41 乳児（3～4か月児）健康診査受診率の推移

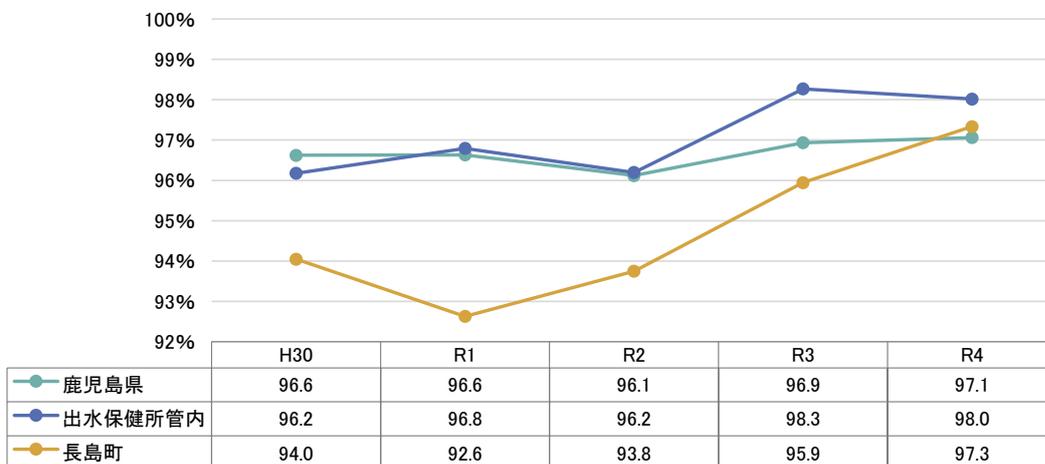


[出典]鹿児島県の母子保健（母子保健統計）

③ 1歳6か月児健康診査

平成30年以降、1歳6か月児健康診査の受診率は鹿児島県や出水保健所管内を下回り、令和元年には92.6%でしたが、令和4年には97.3%と4.7ポイント上昇し、県を上回る結果となりました。

図表 42 1歳6か月児健康診査受診率の推移

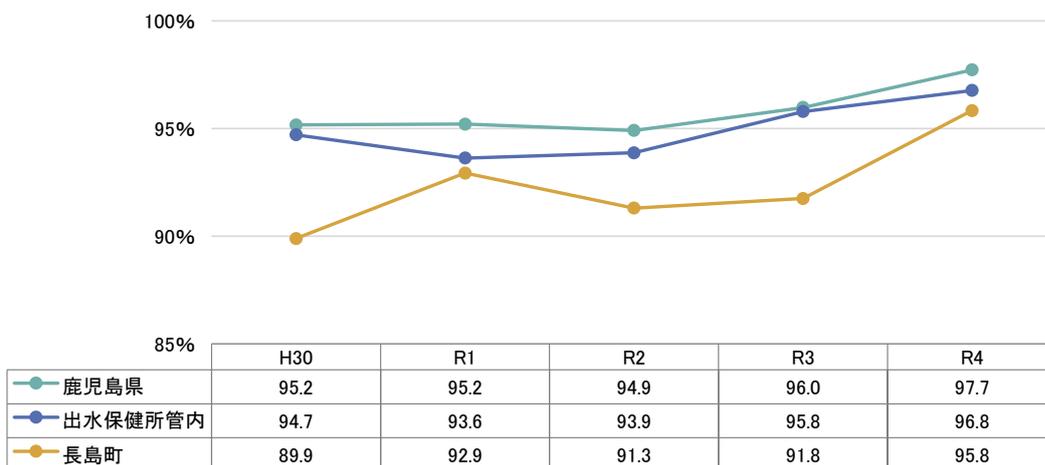


[出典]鹿児島県の母子保健（母子保健統計）

④ 3歳児健康診査

平成30年以降、3歳児健康診査の受診率は鹿児島県や出水保健所管内を下回る状況が続いています。なお、令和2年以降は上昇傾向がみられます。

図表 43 3歳児健康診査受診率の推移



[出典]鹿児島県の母子保健（母子保健統計）

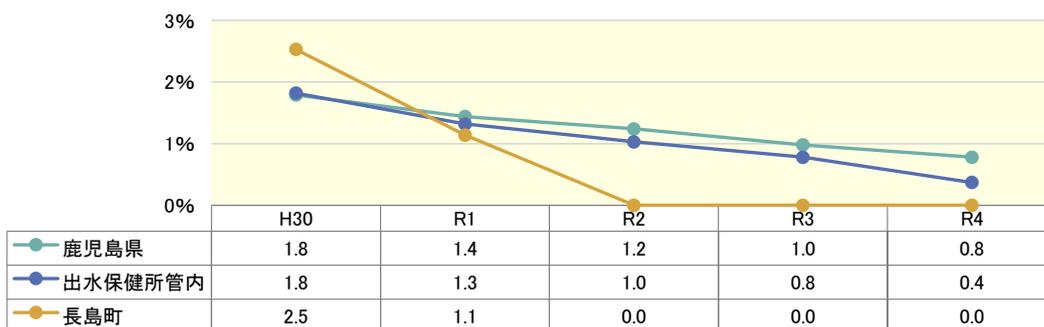
⑤ 1歳6か月児歯科健康診査

1歳6か月児歯科健康診査の受診率は、令和4年度において97.3%と、鹿児島県平均を上回りましたが、出水保健所管内平均を下回りました。また、むし歯有病率は令和元年以降、県および出水保健所管内と比較して低い状況を維持しており、令和2年度以降は0%となっています。

図表 44 1歳6か月児歯科健康診査受診率の推移(単位:%)

	H30	R1	R2	R3	R4
鹿児島県	97.2	96.5	96.8	96.5	97.0
出水保健所管内	96.0	96.8	96.2	98.3	98.0
長島町	94.0	92.6	93.8	95.9	97.3

図表 45 1歳6か月児むし歯有病率の推移



[出典]鹿児島県の母子保健(母子保健統計)

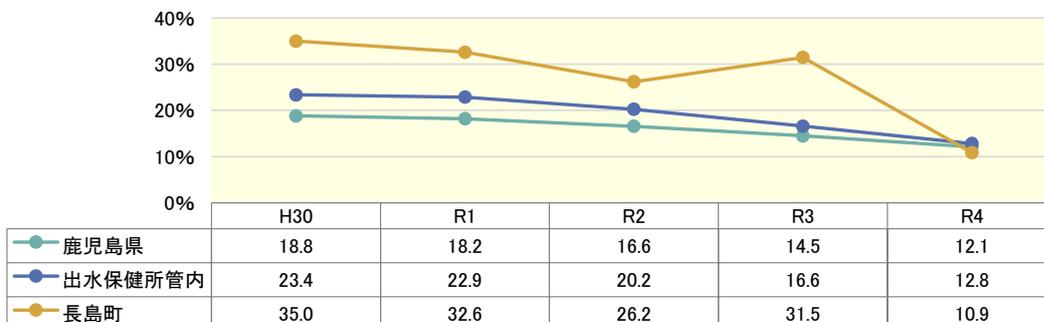
⑥ 3歳児歯科健康診査

3歳児歯科健康診査の受診率は、令和2年以降上昇傾向にあり、令和4年には95.8%となりましたが鹿児島県や出水保健所管内平均よりも低い水準が続いています。また、むし歯有病率については緩やかに減少し、令和4年には県および出水保健所管内よりも低い10.9%となりました。

図表 46 3歳児歯科健康診査受診率の推移(単位:%)

	H30	R1	R2	R3	R4
鹿児島県	96.2	95.5	95.9	96.0	96.7
出水保健所管内	94.7	93.6	93.9	95.8	96.8
長島町	89.9	92.9	91.3	91.8	95.8

図表 47 3歳児むし歯有病率の推移



[出典]鹿児島県の母子保健(母子保健統計)

⑦ 予防接種実施状況

予防接種実施状況は年によってばらつきはあるものの、令和4年の接種率が高くなっています。

図表 48 予防接種実施状況の推移

	BCG	四種混合		麻疹・風疹		日本脳炎		
		初回	追加	1期	2期	第1期 初回	第1期 追加	第2期
H30		98.0	120.0	94.0	90.2	97.6	92.3	112.0
R1		112.1	97.8	113.0	91.9	93.9	120.5	107.9
R2		105.3	96.9	75.3	97.0	95.1	91.8	152.2
R3		100.0	105.6	100.0	83.1	13.5	1.3	0.0
R4	92.3	109.6	97.3	89.3	96.8	137.1	112.0	202.2

[出典]鹿児島県の母子保健（母子保健統計）

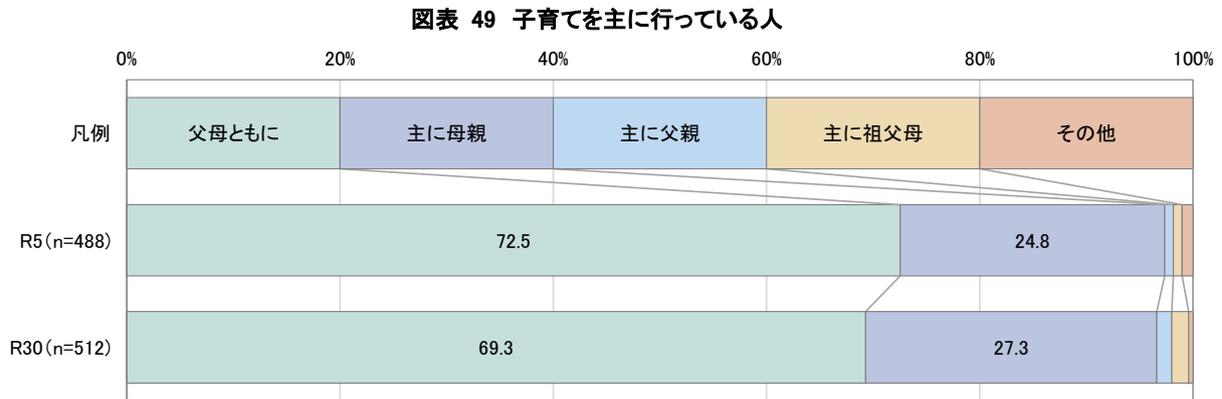
※ 対象者数は当該年度に新たに標準的接種期間に達した人数であることに對し、接種者数は当該年度に定期予防接種を実施した人数であるため、接種率は100%を越える場合がある。

※BCGのH30～R3は参照資料に項目が掲載されていないため本書では非掲載としている。

2 アンケート調査結果（概要）

（1）子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人の割合は、「父母ともに」が7割、「主に母親」が2割です。「父母ともに」は前回調査から3.2ポイント増加しました。

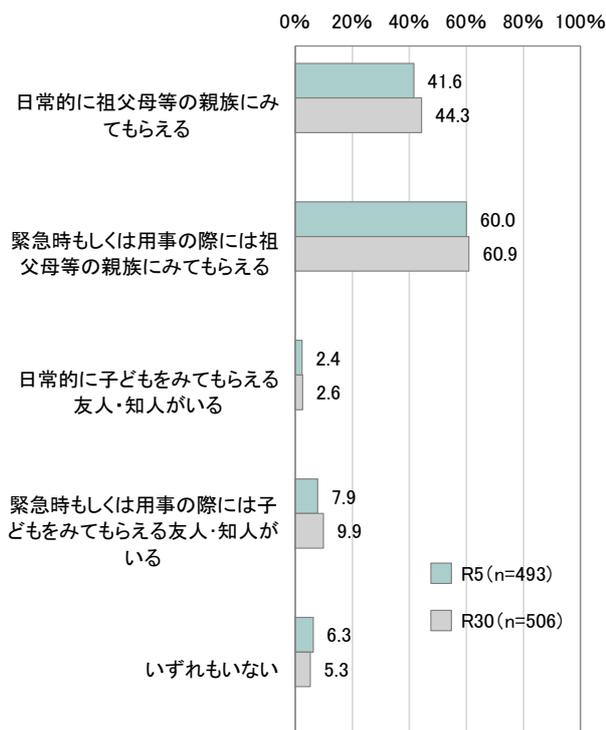


※レイアウトの都合上、3%未満のグラフラベルは非表示にしています。

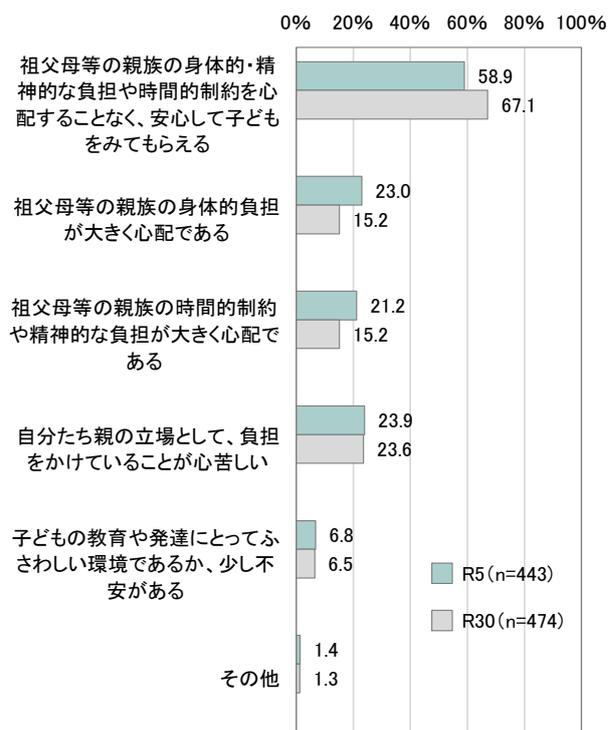
（2）子どもの育ちをめぐる環境

緊急時だけでなく、日常的にも子どもを祖父母にみてもらえるとの回答が多数を占めました。「いずれもない」との回答は6.3%でした。また、祖父母等に安心して子どもをみてもらえると考える人が6割となっています。

図表 50 子どもをみてもらえる親族・知人の有無



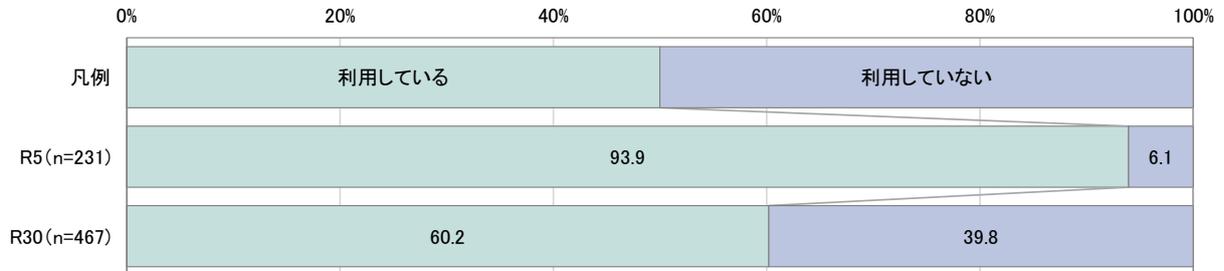
図表 51 親族に預かってもらっている状況



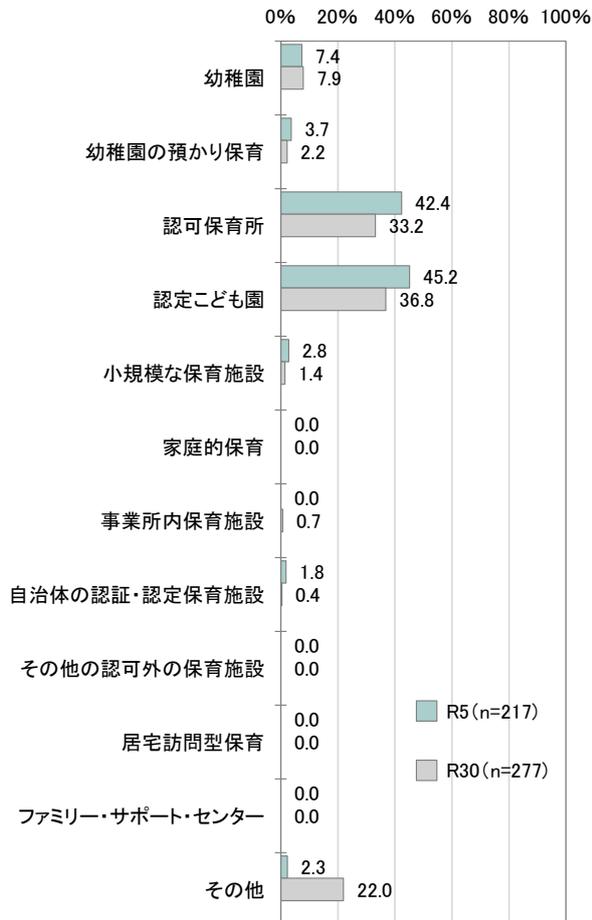
(3) 教育・保育事業の利用状況

未就学児で定期的な教育・保育サービスを利用している人は 9 割に上り、その多くが認定こども園や認定保育所を利用しています。今後利用したいサービスについても、これらの施設に加え、幼稚園やファミリーサポート・センターなどが挙げられています。

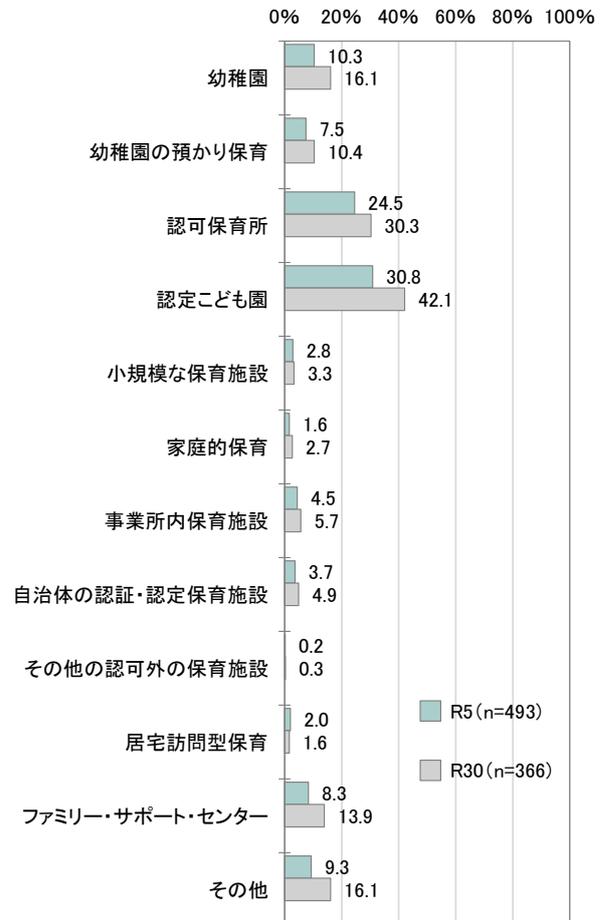
図表 52 定期的教育・保育事業の利用状況



図表 53 定期的にご利用している事業



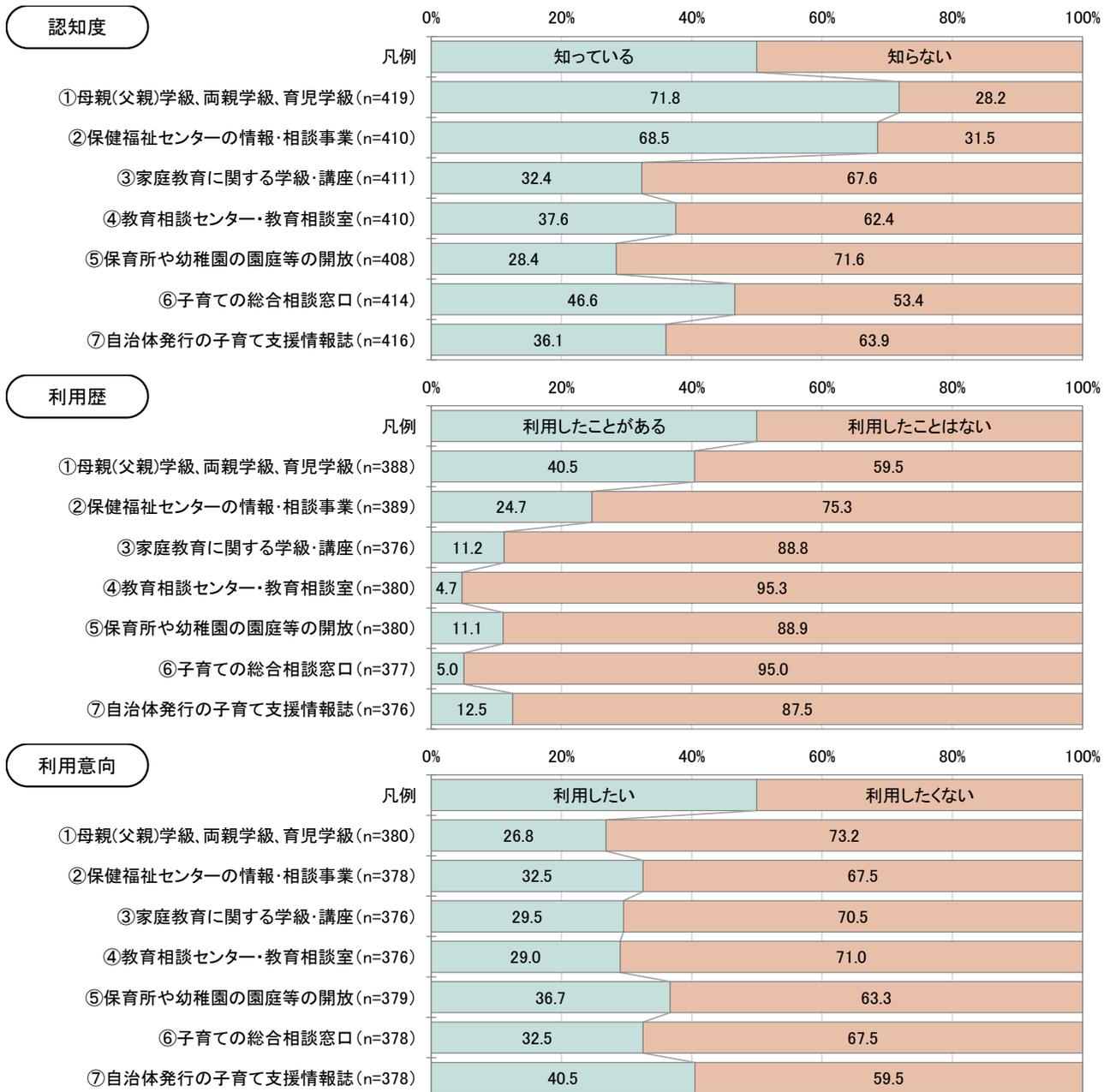
図表 54 定期的にご利用したい事業



(4) 地域の子育て支援事業の認知度・充実度

地域の子育て支援事業のうち、母親（父親）学級や育児学級、保健福祉センターの情報・相談事業などの認知度は7割に達し、4割が実際に利用した経験があります。今後の利用意向については、いずれの事業への関心が2割を超えており、特に自治体発行の子育て支援情報誌は4割と最も高い関心を集めています。

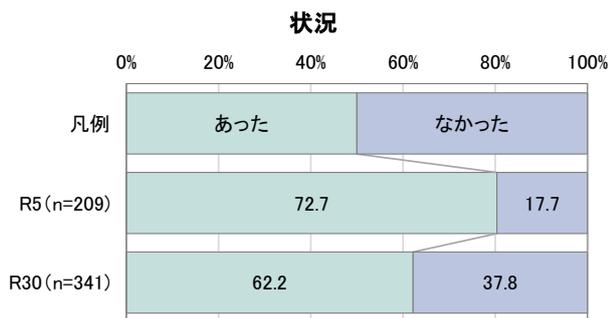
図表 55 地域の子育て支援事業の認知度・利用歴・利用意向



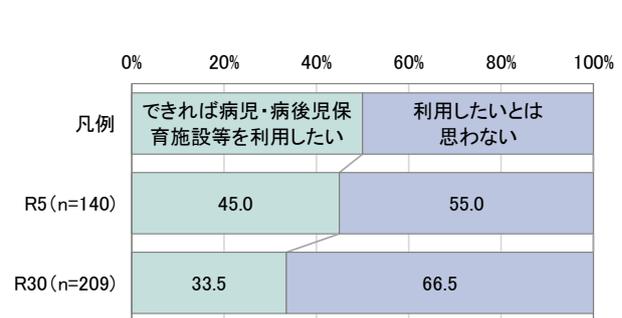
(5) 病気の際の対応

平日の定期的教育・保育サービスの利用が困難だった経験を持つ保護者は、前回調査から10.5ポイント増加し7割に達しました。この場合、母親が仕事を休む対応を取った割合が8割で最も高く、次いで父親が仕事を休む、親族・知人に子どもを預けるといった対応がそれぞれ3割となっています。一方、病児・病後児保育施設の利用意向は、前回調査から11.5ポイント増加し、4割となりました。特に、小児科に併設された施設で子どもを保育する事業の割合が高く7割に達しました。

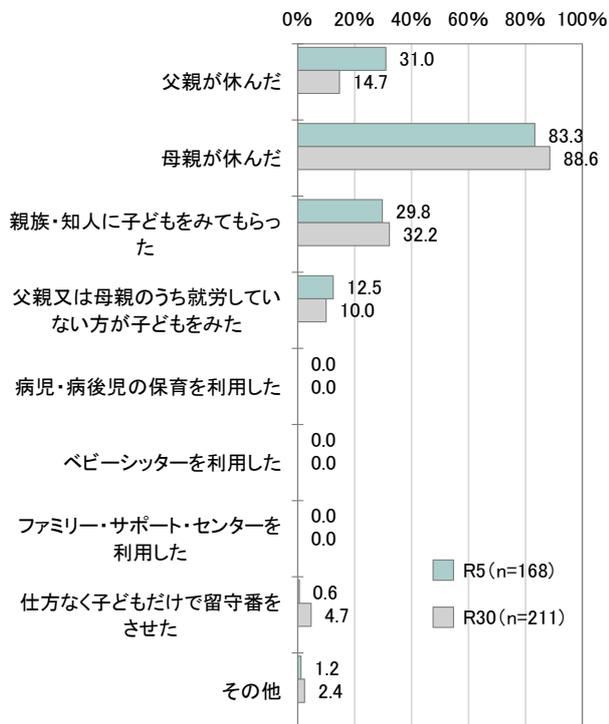
図表 56 平日の定期的教育・保育事業を利用できなかった



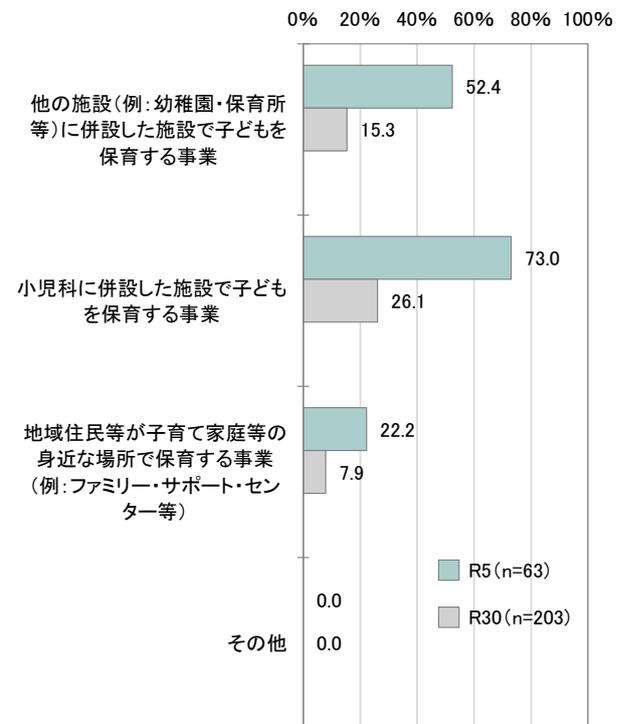
図表 57 病児・病後児保育の利用意向



図表 58 利用できなかった時の対処方法



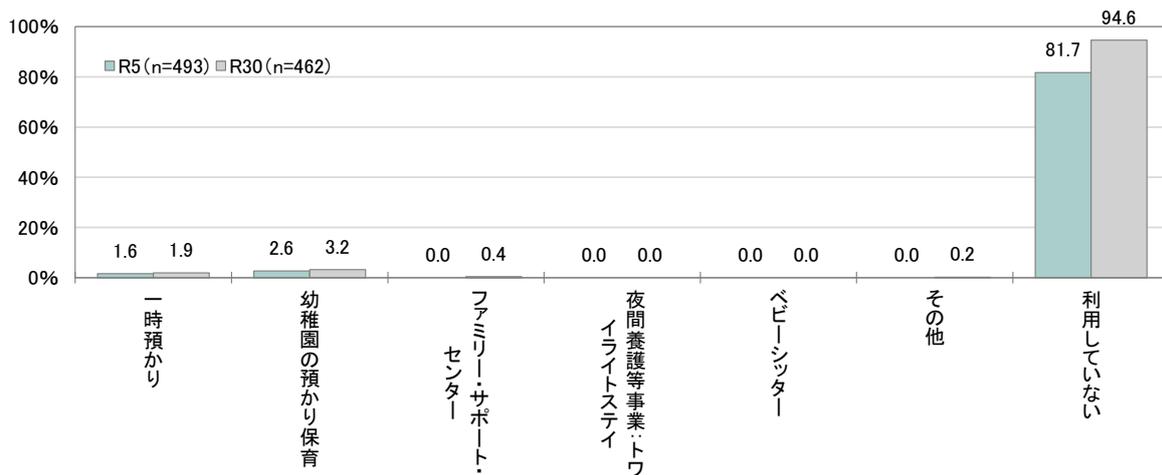
図表 59 病児・病後児保育の利用希望事業形態



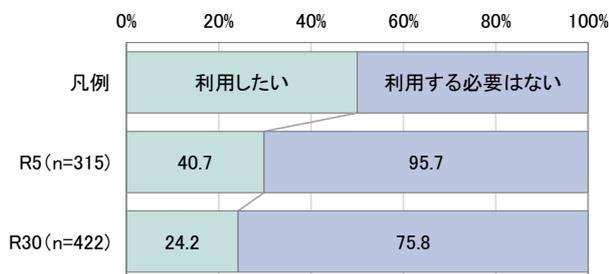
(6) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用

私用や親の通院など、不定期の理由で利用する保育サービスについて、8割が利用した経験がないと回答しました。一方で、4割が今後利用したい意向を示しており、その目的として、私用、リフレッシュ目的、冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等が挙げられ、それぞれ全体の6割を占めています。

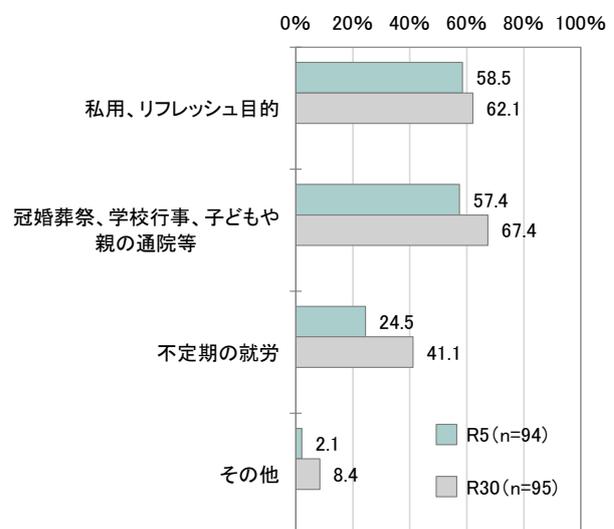
図表 60 不定期の教育・保育事業の利用状況



図表 61 不定期の教育・保育事業の利用希望



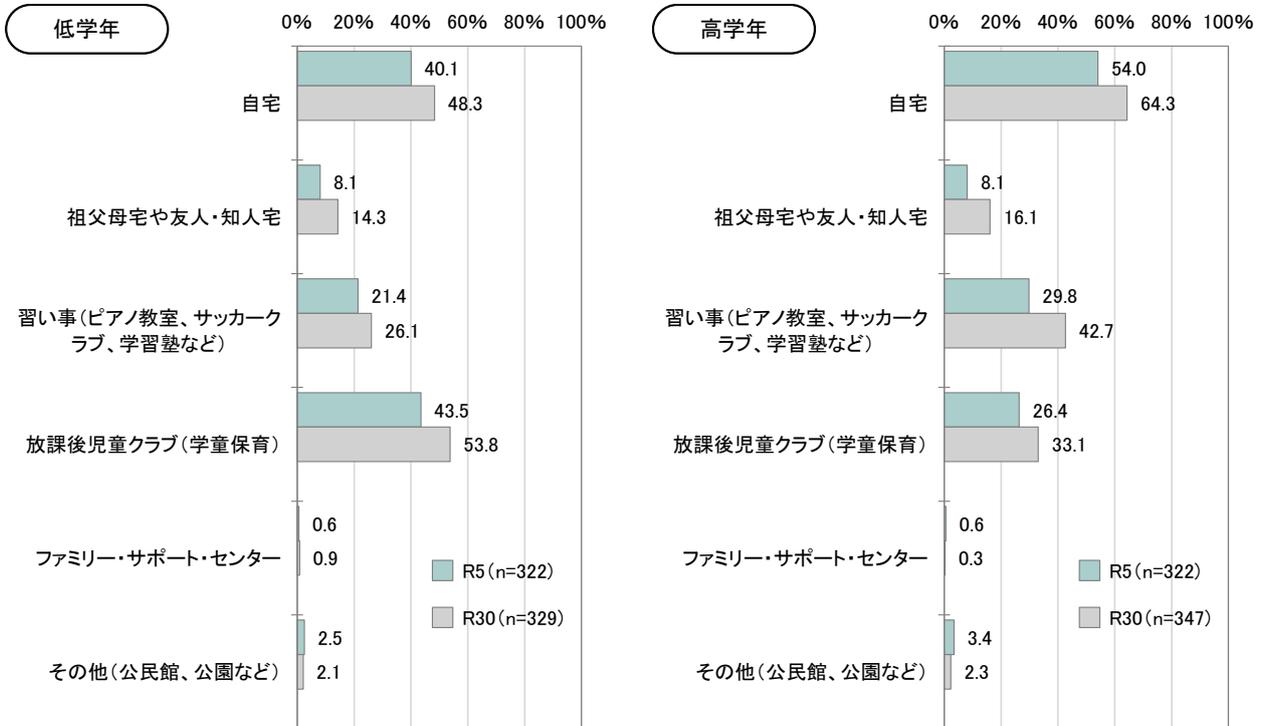
図表 62 利用希望の目的



(7) 放課後の過ごし方

平日の放課後、小学校低学年児童の保護者の4割が放課後児童クラブ（学童保育）を、高学年児童の保護者の5割が自宅を、それぞれ最も希望する場所として挙げました。

図表 63 放課後を過ごせたい場所(低学年・高学年)



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

本法において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととし、特に子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされている。

— 基本指針 —

- 子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「**子どもの最善の利益**」が**実現される社会を目指す**との考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある
- 当該支援を実施するに当たっては、**妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと**
- **社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要**である
- **全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現**していかなければならない
- 全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要である

— 長島町総合振興計画 —

夢と活力があり、住民一人ひとりを大切に**する福祉のまちづくり**

将来目標 4（医療・福祉）

健康で生きがいの持てる福祉のまちづくり

— 長島町地域福祉計画 —

住民一人ひとりを大切に**する福祉のまちづくり**

方向性の合致

基本理念

夢と活力があり安心して子育て・子育てができるまち

2 基本目標

基本目標 1

子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- 子ども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「子どもとともに」という姿勢で、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- 成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等から子どもを守り、救済する。

基本目標 2

子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- 子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から子ども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- 意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれた子ども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者等について十分な配慮を行う。

基本目標 3

子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- 子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- 「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

基本
目標 4

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- 困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

基本
目標 5

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に取り組む

- 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

基本
目標 6

施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3 取り組むべき施策目標

<p>施策目標 1 質の高い教育・保育の 総合的な提供</p>	<p>次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ、調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。</p>
<p>施策目標 2 子どもの健やかな成長に 向けた支援</p>	<p>親が安心して子どもを生み、また全ての子どもの健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・育児の推進や子育て不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。</p>
<p>施策目標 3 地域における 子育て支援の充実</p>	<p>子どもの幸せを第一に考えて、全ての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。</p>
<p>施策目標 4 職業生活と家庭生活の両立</p>	<p>仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりに努めます。</p>
<p>施策目標 5 子どもの権利を尊重する社会 (児童虐待防止対策の充実)</p>	<p>子どもの権利が尊重される社会づくりのため、子ども子育てに携わる人はもちろんのこと、すべての町民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。 一人一人の子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、児童の権利擁護、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止対策の強化に努めます。</p>
<p>施策目標 6 子どもと子育てにやさしい 地域環境の整備</p>	<p>核家族化や都市化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。子どもと子育てを行う保護者が、安全かつ安心して快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができるまちを整備します。</p>
<p>施策目標 7 子どもの貧困対策の推進</p>	<p>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育・保育の機会均等を図ることが重要です。 すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や日常生活の支援、さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策の総合的な推進に努めます。</p>

第4章 子ども・子育て施策の展開

施策目標1 質の高い教育・保育の総合的な提供

全ての子どもに確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取組を推進します。さらに、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の質の向上を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推進します。

具体的な内容

- ① 健やかな身体の育成
- ② 特色のある教育環境づくり
- ③ 保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上
- ④ 子ども・子育て会議の継続実施

施策目標2 子どもの健やかな成長に向けた支援

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取組などを進めます。

また、障がいのある子どもや配慮を要する子どもへの支援の充実や専門的な支援を行う療育体制の拡充、生きていく上での基本である食育などを推進します。

具体的な内容

- ① 思春期対策
- ② 母子の健康の確保
- ③ 小児医療体制の充実
- ④ 食育の推進
- ⑤ 相談事業・情報提供

施策目標3 地域における子育て支援の充実

全ての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談、支援体制などを拡充するとともに、これらの支援を行う機関や地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、事業者との協力・連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

さらに、これらの情報を全ての子育て家庭に伝えることができるように、情報提供の充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場を提供し、仲間づくりや社会参加の促進などを図ります。

具体的な内容

- ① 多様な保育サービスの充実
- ② 地域のネットワークづくり
- ③ 異世代交流の推進
- ④ 訪問事業の充実
- ⑤ 相談事業の充実
(地域子育て支援拠点事業)
- ⑥ 情報提供の充実

施策目標4 職業生活と家庭生活の両立

共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう環境整備を推進するとともに、延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。

また、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえる環境づくりを推進できるよう、働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、啓発活動などに取り組みます。

具体的な内容

- ①多様な保育サービスの充実
【再掲】
- ②ワーク・ライフ・バランスの推進
- ③放課後の子どもの居場所の整備

施策目標5 子どもの権利を尊重する社会（児童虐待防止対策の充実）

子どもの権利が尊重される社会づくりのため、子ども子育てに携わる人はもちろんのこと、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

一人一人の子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止対策の強化に努めます。

具体的な内容

- ①相談体制の充実
- ②児童虐待の発生予防・早期発見
- ③児童虐待発生時の迅速・的確な対応

施策目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

安心して外出できるよう道路や公園などにおけるバリアフリー化などの生活環境の整備や、交通事故・犯罪などの被害から守るための安全対策を推進します。

具体的な内容

- ①交通事故 防止対策の推進
- ②ユニバーサルデザインのまちづくり
- ③犯罪 防止対策の推進
- ④良好な居住空間の創出・確保
- ⑤屋内遊技場の整備

施策目標7 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育・保育の機会均等を図ることが重要です。

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や日常生活の支援、さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策の総合的な推進に努めます。

具体的な内容

- ①経済的支援はもとより、生活支援や就労支援、ひとり親世帯への相談支援の強化
- ②地域での学習支援や子ども食堂の充実
- ③関係機関等との連携強化

第5章 子ども・子育て支援事業

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づき実施される教育・保育、および地域子ども・子育て支援事業の共通区域を指します。この区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において、市町村子ども・子育て支援事業計画に定める必須事項とされています。

質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の状況、地域の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携、接続等を総合的に勘案して設定します。

本町では、教育・保育の区域は区域内の量の見込み量の調整に柔軟に対応できることや利用者の細やかなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、町全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

長島町における教育・保育の提供区域：1区域



2 「量の見込み」の算出

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本町では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、令和5年度に実施したアンケート調査の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

(1) 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業

本計画において量の見込み及び確保方策を設定する施設・事業は以下のとおりです。

図表 64 乳幼児期の教育・保育サービスに関する施設や事業の概要

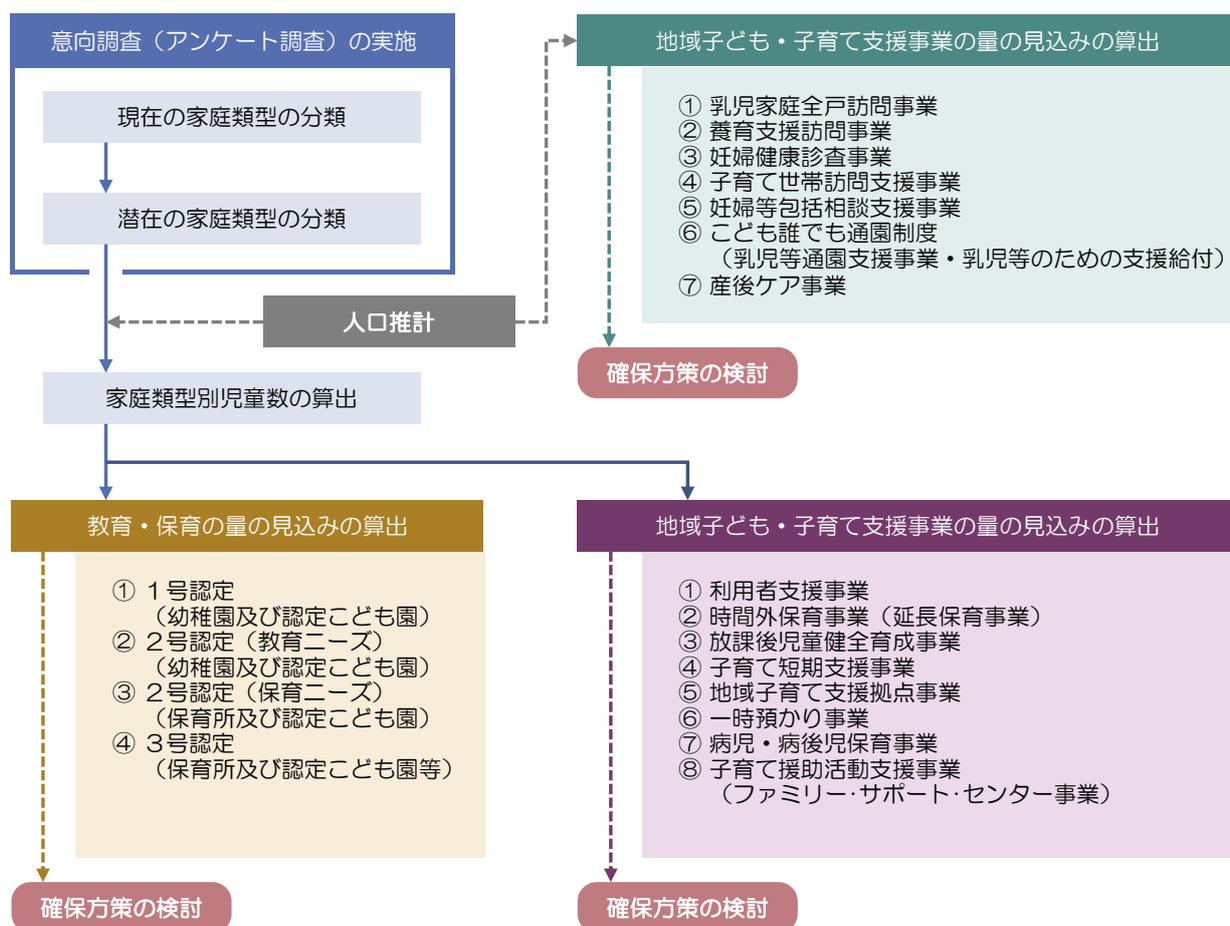


(2) 量の見込み算出フロー

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象者としたアンケート調査の結果をもとに、国が示す「量の見込み」の算出等のための手引きの順に沿って算出し、本町のこれまでの実績や特性を踏まえ補正を行いました。

妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問事業、妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、事業対象者の推計人口や実績値等を基に算出しています。

図表 65 量の見込み算出フロー



3 認定区分と家庭類型

(1) 子どものための教育・保育給付認定の区分

国が示す給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれます。認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります。

図表 66 子どものための教育・保育給付認定

認定区分	対象		利用施設
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	教育のみを必要とする	<ul style="list-style-type: none"> ● 新制度幼稚園 ● 認定こども園（教育部分）
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	教育及び保育、または保育を必要とする	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園（教育部分および保育部分） ● 認可保育所 ● 地域型保育事業 ● 企業主導型保育事業（地域枠）
3号認定 (保育認定)	満3歳未満		

図表 67 利用可能施設

認定区分	対象となる子ども	利用可能施設			
		幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育事業
1号認定 (3歳以上)	保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	●		●	
2号認定 (3歳以上)	保育の必要性あり (教育ニーズあり)	●		●	
	保育の必要性あり (教育ニーズなし)		●	●	
3号認定 (3歳未満)	保育の必要性あり		●	●	●

(2) 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月から開始した教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の改正に合わせて「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

なお、本計画で算定している量の見込みには、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」を合わせたもので算定しています。

「子ども・子育て支援給付」の関係性は、以下の図のようになります。子育てのための施設等利用給付の対象施設である「特定子ども・子育て支援施設等」の確認や公示、指導監督等については、認可権限や指導監督権限を持つ県に対し運営状況等の情報提供を求める等により、連携しながら保育の質の向上を図るよう努めます。

図表 68 子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援給付	
子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付
■施設型給付 ○ 保育所 ○ 認定こども園 ○ 幼稚園 ■地域型保育給付 ○ 小規模保育 (認可定員：6人以上・19人以下) ○ 家庭的保育 (認可定員：5人以下) ○ 居宅訪問型保育 ○ 事業所内保育	■施設等利用費 ○ 認定こども園 ○ 幼稚園 (子ども・子育て新制度未移行の園) ○ 特別支援学校幼稚園部 ○ 認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

なお、「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、認定を受ける必要があり、認定区分ごとの支給要件、支給に係る施設・事業は次のとおりです。教育・保育事業における量の見込みのうち、確認を受けない幼稚園などの施設の利用者に給付されます。

図表 69 施設等利用給付認定

認定区分	支給要件	支給に係る施設・事業
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定の子ども及び新3号認定の子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校幼稚園部
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園 幼稚園 特別支援学校幼稚園部 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、市町村民税非課税世帯であるもの	認可外保育施設 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

(3) 家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。そのため、アンケート調査結果を基に、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプA～Fの8種類の類型化を行います。類型化した区分を「家庭類型」といい、「現在家庭類型」と母親の就労意向を反映させた「潜在家庭類型」の種類ごとに算出します。

アンケート調査結果から算定した本町の現在家庭類型は、タイプBの割合が最も高くなっており、両親がフルタイムかつ共働きである家庭が多いことがうかがえます。また、母親の今後の就労意向を反映させた潜在家庭類型をみると、タイプC、タイプC'、タイプDの割合が低下し、タイプBが増加していることから、専業主婦の母親の就労意向や、母親のフルタイム就労への意向が強いことがうかがえます。

図表 70 家庭類型

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労	パートタイム就労 (育児休業等含む)			現在は就労していない 就労したことがない
			(育児休業等含む)	120 時間以上	120 時間未満 48 時間以上	48 時間未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (育児休業等含む)			タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
パートタイム 就労 (育児休業 等含む)	120 時間以上	タイプC	タイプE				
	120 時間未満 48 時間以上	タイプC'	タイプE'				
	48 時間未満						
現在は就労していない 就労したことがない			タイプD			タイプF	

家庭類型	概 要	算定した家庭類型	
		現在家庭類型	潜在家庭類型
タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）	10.0%	= 10.0%
タイプB	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）	40.8%	↗ 42.3%
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間：月 120 時間以上 + 48 時間～120 時間の一部)	22.3%	↘ 21.5%
タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間：月 60 時間未満 + 48 時間～120 時間の一部)	14.4%	↘ 13.8%
タイプD	専業主婦（夫）家庭	12.3%	↘ 12.1%
タイプE	パートタイム共働き家庭 (就労時間：双方が月 120 時間以上 + 48 時間～120 時間の一部)	0.0%	= 0.0%
タイプE'	パートタイム共働き家庭 (就労時間：いずれかが月 48 時間未満 + 48 時間～120 時間の一部)	0.3%	= 0.3%
タイプF	無業の家庭（両親とも無職の家庭）	0.0%	= 0.0%

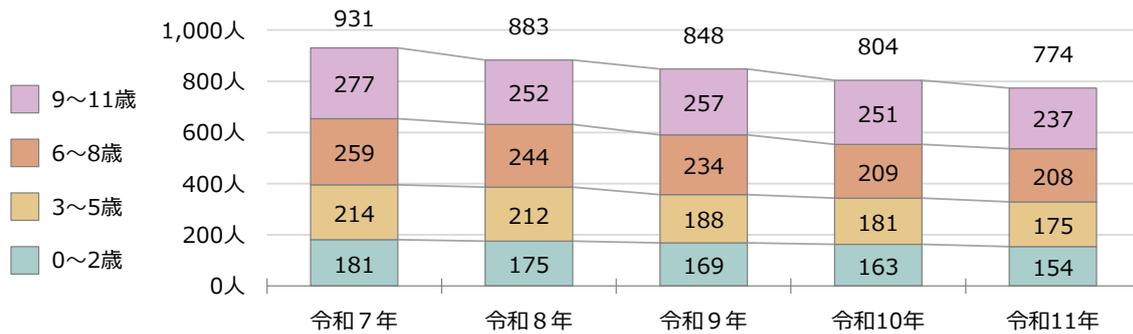
※育児・介護休業中の場合もフルタイムで就労しているとみなして分類。

(4) 子どもの推計人口

国の算出手引きに基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和7～11年度までの子どもの推計人口は以下のとおりです。今後も人口は減少していくものと予想されます。

図表 71 年齢別児童人口推計

	(人)				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	56	56	54	50	48
1歳	61	57	57	55	50
2歳	64	62	58	58	56
3歳	64	63	61	57	57
4歳	85	64	63	61	57
5歳	65	85	64	63	61
6歳	87	63	83	62	61
7歳	93	88	63	84	63
8歳	79	93	88	63	84
9歳	92	77	91	86	63
10歳	85	91	76	90	85
11歳	100	84	90	75	89
合計	931	883	848	804	774



[資料] 令和2～6年の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法により算出。

4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

教育・保育の量の見込みは、令和 11 年度時点で 1 号認定及び 2 号認定の教育ニーズが 25 人、2 号認定が 164 人、3 号認定が 107 人、合計 296 人の利用が見込まれます。

図表 72 教育・保育の量の見込み

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
a 1号認定 + 2号認定(教育ニーズ)	27	26	26	25	25
1号認定	12	12	12	12	12
2号認定(教育ニーズ)	15	14	14	13	13
b 2号認定(保育ニーズ)	185	179	174	169	164
c 3号認定	125	122	114	111	107
0歳	15	15	14	13	13
1歳	48	47	44	42	40
2歳	62	60	56	56	54
合計 (a + b + c)	337	327	314	305	296

(1) 1号認定及び2号認定の教育ニーズの確保方策

3~5歳：1号認定 + 2号認定（教育ニーズ）

1号認定及び2号認定の教育ニーズは、幼稚園及び認定こども園において対応します。

計画期間内の「量の見込み」に対する「確保方策」は満たされており、引き続き提供体制の維持・確保に努めます。

図表 73 1号認定の確保方策

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
a 量の見込み	27	26	26	25	25
b 確保方策（利用定員数）	65	65	65	65	65
認定こども園	30	30	30	30	30
幼稚園	35	35	35	35	35
過不足 (b - a)	38	39	39	40	40

(2) 2号認定の確保方策

3～5歳：2号認定（保育ニーズ）

2号認定は、認可保育所、認定こども園において対応します。

計画期間内の「量の見込み」に対する「確保方策」は満たされており、引き続き提供体制の維持・確保に努めます。

図表 74 2号認定の確保方策

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
a 量の見込み	185	179	174	169	164
b 確保方策（利用定員数）	187	187	187	187	187
認定こども園	101	101	101	101	101
認可保育所	85	85	85	85	85
地域型保育事業	1	1	1	1	1
過不足（ b - a ）	2	8	13	18	23

(3) 3号認定の確保方策

0～2歳：3号認定（保育ニーズ）

3号認定は、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業において対応します。

計画期間内の「量の見込み」に対する「確保方策」については、施設の休園や定員変更により1歳児で不足が想定されますが、期間内に解消する見通しです。

図表 75 3号認定の確保方策

(人)

【0歳児】	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
a 量の見込み	15	15	14	13	13
b 確保方策（利用定員数）	28	28	28	28	28
認定こども園	15	15	15	15	15
認可保育所	13	13	13	13	13
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足（ b - a ）	13	13	14	15	15

(人)

【1歳児】	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
a 量の見込み	48	47	44	42	40
b 確保方策（利用定員数）	45	45	45	45	45
認定こども園	23	23	23	23	23
認可保育所	22	22	22	22	22
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足（ b - a ）	-3	-2	1	3	5

(人)

【2歳児】	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
Ⓐ 量の見込み	62	60	56	56	54
Ⓑ 確保方策（利用定員数）	67	67	67	67	67
認定こども園	36	36	36	36	36
認可保育所	30	30	30	30	30
地域型保育事業	1	1	1	1	1
過不足（Ⓑ－Ⓐ）	5	7	11	11	13

（４）保育利用率（3号認定）

0～2歳児の保育利用率の見込みは、以下の通りです。

図表 76 保育利用率(3号認定)

(人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
Ⓐ 利用定員数	0歳	28	28	28	28	28
	1～2歳	112	112	112	112	112
	0～2歳	140	140	140	140	140
Ⓑ 推計人口	0歳	56	56	54	50	48
	1～2歳	125	119	115	113	106
	0～2歳	181	175	169	163	154
保育利用率* (Ⓐ／Ⓑ)	0歳	50.0%	50.0%	51.9%	56.0%	58.3%
	1～2歳	89.6%	94.1%	97.4%	99.1%	105.7%
	0～2歳	77.3%	80.0%	82.8%	85.9%	90.9%

* 保育利用率：3号認定の利用定員数／0～2歳の推計人口

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

事業概要

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

基本型

○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。

【利用者支援】→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

【地域連携】→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域に必要な社会資源の開発等を行う。

※ 令和6年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。

【職員配置】専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

【職員配置】専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

こども家庭センター型

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

【職員配置】

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

確保の方針

現在本町では、妊娠期から子育て期に至るまで、母子保健や育児に関するさまざまな悩みに円滑に対応するため、保健師や助産師などが専門的な見地から相談支援を行っています。今後「こども家庭センター」の設置についても、必要に応じて今後検討を進める予定です。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育する事業です。

確保の方針

現在4箇所で開催しており、今後も就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため通常保育を延長した保育に努めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績	a 計画値 (人)	27	26	25	24	24
	b 実績 (人)	27	12	13	8	13
	差 (a-b) (人)	0	14	12	16	11

*令和6年12月時点の実績値

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	① 量の見込み (人)	24	24	23	23	22
	② 確保方策 (人)	24	24	23	23	22
	施設数 (箇所)	4	4	4	4	4

(3) 放課後児童健全育成事業

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。

確保の方針

現在、本町では6個所において実施しています。
今後もクラブ運営者と連携し、児童の安全・安心な生活を確保し、放課後児童クラブの安定した運営に努めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績値	a 計画値 (人)	201	194	185	185	185
	1年生	52	51	48	48	48
	2年生	50	47	47	47	47
	3年生	41	40	37	37	37
	4年生	30	29	27	27	27
	5年生	21	20	19	19	19
	6年生	7	7	7	7	7
b 実績 (人)	208	219	208	209	210	
差 (a - b) (人)	-7	-25	-23	-24	-25	

*令和6年12月時点の実績値

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	① 量の見込み (人)	208	206	204	202	200
	1年生	54	53	52	51	50
	2年生	53	52	51	50	49
	3年生	41	41	41	41	41
	4年生	30	30	30	30	30
	5年生	12	12	12	12	12
	6年生	18	18	18	18	18
② 確保方策 (人)	185	185	185	185	185	
施設数 (箇所)	6	6	6	6	6	

(4) 子育て短期支援事業

事業概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

※短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）：原則7日以内

※夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）：平日の夜間または休日

確保の方針

現在、本町では本事業を実施していませんが、今後、実施についても必要に応じて検討していきます。

(5) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村（特別区を含む。） （社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して別途加算を行う ・出張ひろばの実施(加算) 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に向き、出張ひろばを開設 ・地域支援の取組の実施(加算)※ ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。 ・配慮が必要な子育て家庭等への支援(加算) 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う ・研修代替職員配置(加算) 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ・育児参加促進講習の休日実施(加算) 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う 	<p>①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効果的かつ効果的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ・配慮が必要な子育て家庭等への支援(加算) 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う。 ・研修代替職員配置(加算) 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ・育児参加促進講習の休日実施(加算) 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6日、週7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

確保の方針

現在一般型を1箇所で開催しており、今後も引き続き取り組んでいきます。子育てに関する相談対応、情報提供、助言、その他の援助を行いながら、地域の子育て支援機能の充実や子育てに対する不安感の緩和を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績値	a 計画値 (人日)	3,105	3,118	3,067	3,000	2,900
	b 実績 (人日)	3,692	2,593	2,525	2,210	1,303
	差(a-b) (人日)	-587	525	542	790	1,597

*令和6年12月時点の実績値

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	① 量の見込み (人日)	2,440	2,360	2,280	2,210	2,140
	② 確保方策 (人日)	2,440	2,360	2,280	2,210	2,140
	施設数 (箇所)	1	1	1	1	1

(6) 一時預かり事業

事業概要	● 幼稚園型	幼稚園又は認定こども園で、主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業期間等に当該幼稚園等において一時的に預かる事業です。
	● 幼稚園型を除く	保育所等で主として保育所等に通っていない又は在籍していない乳幼児を対象に、家庭での保育が困難な場合に一時的に預かる事業です。

確保の方針 今後も保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に認定こども園、幼稚園、保育所などで保育に努めます。

【幼稚園型】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績値	a 計画値 (人)	2,941	2,728	2,698	2,546	2,556
	1号認定	2,885	2,676	2,647	2,497	2,507
	2号認定	56	52	51	49	49
	b 実績 (人)	600	500	3,840	3,840	4,074
	差 (a-b) (人)	2,341	2,228	-1,142	-1,294	-1,518
箇所数 (箇所)	2	2	2	2	1	

【幼稚園型を除く】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績値	a 計画値 (人日)	591	569	561	539	531
	b 実績 (人日)	173	104	44	64	42
	差 (a-b) (人日)	418	465	517	475	489
	箇所数 (箇所)	3	3	3	3	3

*令和6年12月時点の実績値

【幼稚園型】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	① 量の見込み (人日)	4,110	4,140	4,170	4,200	4,230
	② 確保方策 (人日)	4,110	4,140	4,170	4,200	4,230
	施設数 (箇所)	1	1	1	1	1

【幼稚園型を除く】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	① 量の見込み (人日)	140	150	160	170	180
	② 確保方策 (人日)	140	150	160	170	180
	施設数 (箇所)	3	3	3	3	3

※幼稚園型については、獅子島幼稚園が令和4年度から事業を開始しました。

(7) 病児・病後児保育事業

事業概要

病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

確保の方針

現在、本町では本事業を実施していませんが、今後、実施についても必要に応じて検討していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績値	Ⓐ 計画値 (人日)	163	157	155	148	146
	Ⓑ 実績 (人日)	-	-	-	-	-
	差 (Ⓐ-Ⓑ) (人日)	-	-	-	-	-

*令和6年12月時点の実績値

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	① 量の見込み (人日)	154	151	148	145	142
	② 確保方策 (人日)	-	-	-	-	-
	施設数 (箇所)	-	-	-	-	-

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。

確保の方針

現在、本町では本事業を実施していませんが、今後、実施についても必要に応じて検討していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績値	Ⓐ 計画値 (人日)	21	22	22	22	20
	Ⓑ 実績 (人日)	-	-	-	-	-
	差 (Ⓐ-Ⓑ) (人日)	-	-	-	-	-

*令和6年12月時点の実績値

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	① 量の見込み (人日)	22	22	22	21	21
	② 確保方策 (人日)	-	-	-	-	-
	施設数 (箇所)	-	-	-	-	-

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

確保の方針

子どもの生まれた家庭を助産師や保健師が訪問し、子どもの状態の確認や母親の話を傾聴し必要な情報提供のみならず、産後ケア事業の利用にむすびつけます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績値	Ⓐ 計画値 (人)	78	78	76	73	70
	Ⓑ 実績 (人)	61	44	46	53	43
	差 (Ⓐ-Ⓑ) (人)	17	34	30	20	27

*令和6年12月時点の実績値

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	① 量の見込み (人)	56	56	54	50	48
	② 確保方策 (人)	56	56	54	50	48

(10) 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

確保の方針

養育環境に課題がある世帯に対しては要保護児童対策協議会と連携を図り、養育支援訪問事業の継続に努めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績値	Ⓐ 計画値 (人)	26	26	25	24	23
	Ⓑ 実績 (人)	0	0	0	0	0
	差 (Ⓐ-Ⓑ) (人)	26	26	25	24	23

*令和6年12月時点の実績値

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	① 量の見込み (人)	25	26	27	28	29
	② 確保方策 (人)	25	26	27	28	29

(11) 妊婦健康診査事業

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、胎児の発育状態を確認し、妊婦に対し保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

確保の方針

妊娠中の健康管理や異常の早期発見のため、妊娠の早期届出や妊婦健康診査の確実な受診を勧奨していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*	
実績値	① 計画値 (人)						
	② 実績 (人)	前計画においては計画値非掲載					
	差 (①-②) (人)						
*令和6年12月時点の実績値							
量の見込み		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
① 量の見込み (人)		56	56	54	50	48	
② 確保方策 (人)		56	56	54	50	48	

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。

確保の方針

現在、本町では実施していませんが、今後事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

(13) 多様な主体の参入促進事業

事業概要

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の技術、手法、経験などを活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業です。

確保の方針

現在、本町では実施していませんが、今後事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

新規（令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業）

事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行います。

確保の方針

事業の創設に伴い、本事業は保健師等による専門的な相談支援に特化して実施します。養育支援が必要な家庭は今後増加する可能性があるため、全ての対象者への支援に努めます。

量の見込み		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	① 量の見込み (人日)		222	215	207	200
② 確保方策 (人日)		222	215	207	200	194

(15) 児童育成支援拠点事業

新規（令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業）

事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

確保の方針

本町では、本計画策定時において期間中の実施は予定していませんが、継続してニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

量の見込み		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	① 量の見込み (人)		29	28	28	27
② 確保方策 (人)		-	-	-	-	-

(16) 親子関係形成支援事業

新規（令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業）

事業概要

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等の実施や、参加者同士によるピアサポートを通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

確保の方針

本町では、本計画策定時において期間中の実施は予定していませんが、継続してニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

量の見込み		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	① 量の見込み (人)		26	25	25	24
② 確保方策 (人)		-	-	-	-	-

(17) 妊婦等包括相談支援事業

新規 (令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業)

事業概要

妊婦に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

確保の方針

本町では1箇所を実施します。利用希望者が事業を利用できるよう、事業の周知を図り、支援の充実に努めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	① 量の見込み	妊娠届出数 (件)	56	56	54	50	48
		1件あたりの面談回数 (回)	3	3	3	3	3
		面談実施合計回数 (回)	168	168	162	150	144
	② 確保方策 (回)	168	168	162	150	144	

(18) こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業・乳児等のための支援給付)

新規 (令和7年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付(乳児等のための支援給付)として本格実施される事業)

事業概要

子どものための教育・保育給付を受けていない(保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない)0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子ども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う制度です。

確保の方針

本町では、令和8年度からの実施に向けて準備を進めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	① 量の見込み	0歳児 (人)	/	3	3	3	3
		1歳児 (人)		1	1	1	1
		2歳児 (人)		1	1	1	1
	② 確保方策	0歳児 (人)		3	3	3	3
		1歳児 (人)		1	1	1	1
		2歳児 (人)		1	1	1	1

(19) 産後ケア事業

新規 (令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い地域子ども・子育て支援事業へ位置付けられた事業)

事業概要

市町村が、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

確保の方針

利用希望者が事業を利用できるよう、提供体制の確保に努めます。
また、事業の実施にあたり、支援対象者のメンタルヘルスに係る課題等への対応のために医療機関との連携体制の構築が重要であることから、鹿児島県との連携を図ります。

量の見込み		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	① 量の見込み (人)		51	51	49	42
② 確保方策 (人)		51	51	49	42	38

6 新・放課後子ども総合プラン終了後における放課後児童対策

(1) 背景

国においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月策定)、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月策定)を策定し、放課後児童クラブの受け皿整備における学校施設の活用促進、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進など、放課後児童対策を推進してきました。全国的に放課後児童クラブの受け皿整備が進んでいる一方で、放課後児童クラブのニーズのさらなる増大や、新型コロナウイルス感染症による人材確保や実施場所確保への影響により、国において目標としていた受け皿整備目標の達成が困難な状況となっています。放課後児童クラブの待機児童が全国で約1.6万人いることから、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充は、喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、国は放課後児童対策を一層強化し、子どものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、令和5年度から令和6年度に集中的に取り組むべき対策として、令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ」、令和6年12月には「放課後児童対策パッケージ2025」として取りまとめました。

国より「新・放課後子ども総合プラン」の終了後も「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、引き続き継続的かつ計画的な取組を推進する観点から配慮すべき事項について通知がありましたので、本計画において記載すべき内容を通知に基づき整理して記載します。

(2) 市町村が計画に盛り込むべき内容

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量ならびに、待機児童が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策

放課後児童クラブは現在、町内6箇所で行っています。今後も体制の確保に努めるとともに、放課後児童クラブ未設置の小校区については、教育委員会と連携しながら事業実施の必要性について検討を継続していきます。

② 放課後子供教室の年度ごとの実施計画

放課後児童クラブ未設置の小校区について、地域の実情に合わせ、放課後子供教室の実施等や小校区内の余裕教室等の活用を含め、児童の放課後の居場所が確保できるよう努めます。

③ 連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

④ 校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

⑤ 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

連携型または校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が図れる体制の整備に努めます。

※参考：連携型、校内交流型の定義（パッケージより抜粋）

放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼ぶこととする。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これを「校内交流型」と呼ぶこととする。同一小学校区内で両事業を実施する場合は、全ての放課後児童クラブと放課後子供教室が「校内交流型」又は「連携型」として連携が進められるようにする。

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用については、必要に応じて関係機関と協議を行います。

⑦ 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

本町では、放課後児童クラブは福祉事務所、放課後子供教室は教育委員会で所管しています。両事業の実施については学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、情報共有を図り、必要に応じて協議を行います。

（別記）特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応

必要に応じて関係機関と協議を行い、放課後活動への登録に配慮し、対象児童の様子の把握に努めます。

7 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 幼児期の学校教育・保育 地域の子育て支援の役割及び推進方策

社会のあらゆる分野における構成員が、保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ すべての子どもの健やかな成長を実現するため 各々の役割を果たすことが求められています。

こうした中、認定こども園、幼稚園、保育所等における学校教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担うものであるとともに、地域子ども・子育て支援事業は、未利用者やその保護者への支援も含め、多様な子育てニーズに対応し教育・保育施設や地域型保育事業等と相まって安心して子どもを生み育てられる環境づくりの役割を担います。

このため、本町においては教育・保育の計画的な提供や質の向上のための支援を行うとともに関係機関の連携や関連施策の連携を図り地域の子育て支援を推進します。

また、家庭・地域・事業者・行政等が一体となった子育て環境づくりのため 家庭における養育力の向上や、事業者・地域等に対する子育て支援の普及啓発などに取り組むとともに 地域の人材の活用など地域との連携の充実に努めます。

(2) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進

子どもの生活や学びの連続性を確保することを目指し、就学前後の不安を軽減するための幼児と児童の交流活動や、幼稚園・保育所・小学校の保育士や教職員が相互理解を深めるための活動により、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ることが必要です。

これらを推進していくため、小学校の学校行事への園児の参加や幼稚園・保育所における行事等への児童の参加等の交流活動の実施、幼稚園・保育所・小学校の教職員等による相互授業・保育参観や保育・教育内容等の検討、実施などに取り組みます。

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されたほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

この制度は、①市町村の確認を受けた施設を②市町村の認定を受けた子どもが利用した際に要する費用を給付するものです。本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在や運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、鹿児島県との連携や情報共有を図りながら適切な取組を進めていきます。

9 その他推進方策

(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町においては、産休・育休後から確実に特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用できる環境を整えるため、以下のような取組を実施します。

① 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

- ホームページ等を活用した情報提供体制の充実
- 妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問事業時における情報提供の充実
- 親子教室等における情報提供の充実
- 子育て支援ハンドブックにおける情報提供の充実

② 育休満了時から確実に保育を利用できる環境整備

- 保育の量的拡大

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

① 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応再発防止のための取組が重要です。

本町においては、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見と早期対応に努め、鹿児島県北部児童相談所等とも連携しながら、児童虐待の防止に向けて、以下のような施策について県と連携します。なお令和2年度より「子ども家庭総合支援拠点」を設置しています。

ア 関係機関との連携強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の早期発見に向けた各関係機関・実務者会議等との連携強化 ・ 児童相談所など専門性を有する関係機関への支援要請 ・ 要保護児童対策地域協議会の充実強化
イ 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭・児童相談窓口の充実 ・ 訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実 ・ 医療機関との連携強化
ウ 児童虐待防止についての意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止についての広報・啓発・リーフレット配布 ・ オレンジリボンキャンペーンの実施
エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・児童相談所・市町村との連携により再発防止のための措置を講じる

② ひとり親家庭の自立支援の充実

本町においては、ひとり親家庭が自立し、子どもとともに健全な生活を営むことができるよう、以下のような施策について県と連携します。

さらには、養育費の確保支援策である「ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」の窓口的役割の充実に努めるとともに、県の自立支援員と連携を図りながら、相談指導体制の充実に努めます。

ア 子育て・生活支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活の支援（家庭生活支援員の派遣等） ・ 医療費の助成 ・ 相談体制の整備
イ 就業支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業相談事業等（就業に関する情報提供及び支援） ・ 就業に向けた能力開発への支援（就業のための技能取得を支援）
ウ 経済的支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の支給 ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付 ・ 生活福祉資金の貸付に修正 ・ 医療費の助成

③ 障がい児など特別な支援が必要な子どもに対する施策の推進

本町においては、障がいの有無に関わらず、一人ひとりの子どもが地域の中で健やかに学び、成長できる社会を実現するため、以下のような施策について県と連携します。

なお、医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、地域資源の開発など支援体制の構築に取り組みます。

ア 障がい児等特別な支援が必要な子どもに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援利用の障がい児やその家族に対する支援 ・ 障害児通所 支援利用者の負担軽減 ・ 施設入所を希望又は退所を予定している障がい児に対する支援 ・ 地域療育支援体制の整備促進 ・ 県こども総合療育センターなど専門性を有する関係機関との連携 ・ 保育所での障がい児等受け入れの推進 ・ 障害児通所 支援事業所との連携 ・ 医療的ケア児や重症心身障害児への支援
イ 特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児理解のための交流及び共同学習の推進 ・ 教育相談・就学相談体制の確立と推進等 ・ 教職員研修の充実等 ・ 就学前から学校卒業までの一貫した支援体制の整備 ・ 特別支援 学級 の充実 ・ 私立幼稚園における心身障がい児の就園奨励 ・ 養護学校・ 相談支援事業所等との連携強化

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

本町においては、国の法律「育児・介護休業法」及び「仕事と家庭の両立支援制度」や労働行政を所管する県の取組などを踏まえ、仕事と子育ての両立支援に向けて、以下のような取組を実施します。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 子育てと仕事の両立がしやすい職場環境づくりの推進・ 男女共同参画社会の促進
イ 子育てと仕事の調和を実現している企業の社会的評価の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 「かごしま子育て応援企業登録制度」の周知啓発

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

<ul style="list-style-type: none">・ 認定こども園や保育所の充実等・ 教育・保育や地域子ども・子育て支援事業従事者の確保と資質の向上
--

(4) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育・保育の機会均等を図ることが重要です。

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や日常生活の支援さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策の総合的な推進に取り組みます。

<ul style="list-style-type: none">・ 生活支援や就労支援ひとり親世帯への相談支援の強化・ 子どもの居場所づくり・ 関係機関等との連携強化

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、町内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民が協働し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組みます。

2 進捗状況の管理

本町における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「長島町子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。

